

高崎市中心市街地活性化基本計画

令和 7 年 4 月

(令和 7 年 3 月 1 4 日認定)

高崎市

目次

○基本計画の名称：高崎市中心市街地活性化基本計画（第４期）	1
１． 中心市街地の活性化に関する基本的な方針.....	1
[１]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証.....	1
（１）第３期基本計画の概要	1
（２）事業の進捗状況	1
（３）目標指標の達成状況.....	2
（４）中心市街地活性化の課題	3
（５）中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	4
２． 中心市街地の位置及び区域	6
[１] 位置	6
[２] 区域.....	7
[３]中心市街地の要件に適合していることの説明	8
３． 中心市街地の活性化の目標	12
（１）中心市街地活性化の目標	12
（３）目標指標の設定の考え方	12
（４）目標値の設定.....	17
４． 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項.....	24
[１] 市街地の整備改善の必要性	24
[２] 具体的事業の内容	25
（１）法に定める特別の措置に関連する事業.....	25
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業.....	25
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業.....	25
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	26
（４）国の支援がないその他の事業	27
５． 都市福利施設を整備する事業に関する事項.....	28
[１] 都市福利施設の整備の必要性.....	28
[２] 具体的事業の内容	28
（１）法に定める特別の措置に関連する事業.....	28
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業.....	28
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業.....	28
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	29
（４）国の支援措置がないその他の事業	29
６． 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項.....	30
[１]まちなか居住の推進の必要性.....	30
[２] 具体的事業の内容	30
（１）法に定める特別の措置に関連する事業.....	30
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業.....	30

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業.....	31
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	31
(4) 国の支援がないその他の事業	32
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項.....	34
[1] 経済活力の向上の必要性	34
[2] 具体的事業の内容	34
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業.....	34
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業.....	35
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業.....	49
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	49
(4) 国の支援がないその他の事業	50
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	55
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性.....	55
[2] 具体的事業の内容	56
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業.....	56
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業.....	56
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業.....	56
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	57
(4) 国の支援がないその他の事業	57
■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	58
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項.....	59
[1] 市町村の推進体制の整備等.....	59
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	60
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等.....	66
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項.....	69
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	69
[2] 都市計画手法の活用.....	69
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	72
[4] 都市機能の集積のための事業等	74
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	75
[1] 基本計画に掲げる事項等の推進上の留意事項	75
[2] 都市計画等との調和.....	75

○基本計画の名称：高崎市中心市街地活性化基本計画（第4期）

○策定主体：群馬県高崎市

○計画期間：令和7年4月から令和12年3月まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

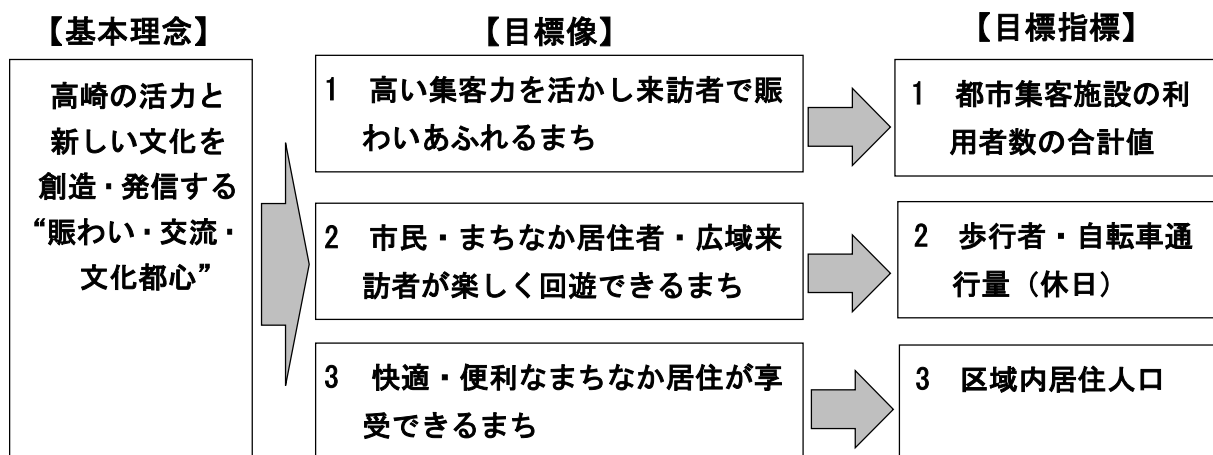
（1）第3期基本計画の概要

①計画期間 令和2年4月から令和7年3月まで（5年）

②区域面積 約180ha

③基本理念、目標像及び目標指標

第3期基本計画では、以下の基本理念と3つの目標像、目標指標を設定しました。



（2）事業の進捗状況

第3期基本計画には5分類、66事業を位置付けましたが、このうち当初計画期間（令和6年度末）内に完了した事業が3事業（5%）、実施中が63事業（95%）となっています。なお、実施中の63事業のうち55事業（83%）は、特に期限を定めず継続的に取り組んでいる事業です。

事業分類別では、都市集客施設等の整備など、本市に新たな都市発展を牽引する「1市街地の整備改善」に関するハード事業の中に、当初計画期間内に完了しない事業が見られ、今後も引き続き事業の実現に向けて取り組む必要があります。また、ソフト事業中心の「4商業活性化の事業」に関しては、特に期限を定めていない実施中の事業が多く見られ、今後も引き続き事業の推進を図る必要があります。

■第3期基本計画掲載事業の進捗状況

	完了	R6 完了	実施中	左記のうち 期限なし	未実施	合計
1 市街地の整備改善	2		5			7
2 都市福利施設の整備事業			1			1
3 居住環境の整備			3	3		3
4 商業活性化の事業	1		52	52		53
5 一体的推進事業			2			2
合計	3 (5%)	(0%)	63 (95%)	55 (83%)	(0%)	66 (100%)

(3) 目標指標の達成状況

①目標指標1 都市集客施設の利用者数の合計値

都市集客施設の利用者数の合計値は、最新値（令和5年度）が1,285,839人で、計画策定時の当初目標（2,235,000人）の約6割程度の数値となっています。計画期間中の平均でも、1,088,923人となり、最終年度に目標を達成することができない見込みとなっています。

これは、計画当初に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響が大きな要因となっており、その後、計画期間中に利用者数は順調に回復し増加傾向にありますが、当初の目標には達していません。今後、計画中の施設等の完成により、予定された効果が期待されます。

②目標指標2 歩行者・自転車通行量（休日）

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年から令和4年までの休日の歩行者・自転車通行量調査は未実施となっていました。令和5年度に再開した調査では、43,631人となり、この数値は、計画策定時の目標である58,800人の約7割にとどまり、目標値を下回る結果となっています。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きく、計画期間中において中心市街地に回遊性と賑わいが戻りつつあるものの、今後も引き続き個店の魅力アップを推進する「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」、中心市街地の回遊性と賑わいの向上を図る「高崎まちなかオープンカフェ推進事業」、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」やその他イベントを中心としたソフト事業を継続して実施し、歩行者・自転車通行量の増加につなげていきます。

③目標指標3 区域内居住人口

区域内居住人口は、最新値（令和5年度）が28,264人で、計画策定時の当初目標（30,100人）を達成できていない状況です。

これは、人口減少の加速化や少子高齢化が影響しているもので、中心市街地でも高齢化が進み、人口も緩やかに減少しています。一方「高崎駅東口第九地区市街地再開発事業」で整備した高層タワーマンションや民間高層マンションの完成したエリアでは、人口の増加が見られ、事業の効果が現れています。

今後も、人口減少は避けられない状況の中、子育て世代や高齢者を含めた多くの人

にとって住みたい、住み続けたいと思えるような賑わいあふれる街づくりを実施し、地域の魅力を高め、区域内居住人口の維持・増加を図ります。

■目標指標の達成状況

目標指標	基準値	目標値	最新値
都市集客施設の利用者数の合計値	883,107 人 (H30)	2,235,000 人 (R6)	1,285,839 人 (R5)
歩行者・自転車通行量（休日）	49,933 人 (H30)	58,800 人 (R6)	43,631 人 (R5)
区域内居住人口	28,296 人 (H30)	30,100 人 (R6)	28,264 人 (R5)

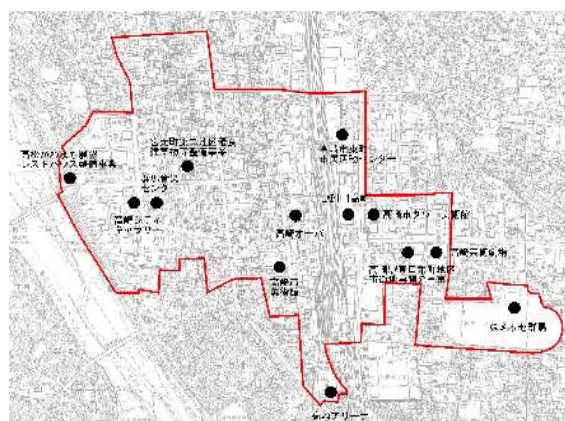
（４）中心市街地活性化の課題

第４期基本計画に反映すべき第３期基本計画の課題として、以下の３点が挙げられます。

【課題１】 新たな都市発展を牽引する都市機能の整備＜都市機能＞

- ・高崎駅東口に整備された高崎芸術劇場やＧメッセ群馬に加え、第３期基本計画期間中からの継続事業の高崎駅東口栄町地区の市街地再開発事業やパブリックゾーン整備事業などの都市集客施設は、高崎市の新しい都市発展を促進する重要な役割を果たすことが期待されています。また、整備後の都市集客施設においては、集客力の高いイベントを積極的に開催し、市内外からの来訪者を誘引するための継続的な取り組みが不可欠です。これにより、地域の活性化と経済の発展が図られることが期待されます。

■高崎駅周辺の集客施設



【課題２】 中心商店街への活性化効果の波及＜賑わい＞

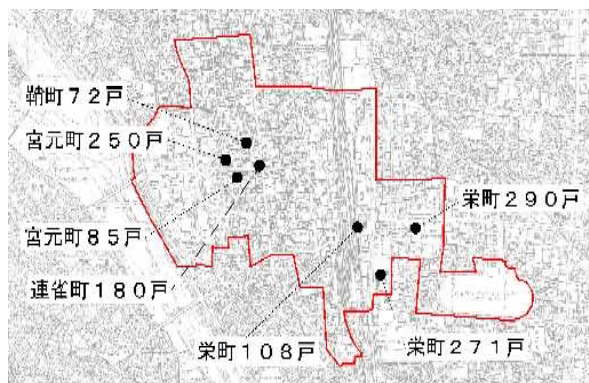
令和２年度から令和４年度まで新型コロナウイルス感染症により、歩行者・自転車通行量の調査が未実施のため、中心市街地への活性化効果の分析が困難ではあるが、令和５年度の数値をみると高崎駅東口側で賑わいの回復が見られる反面、中心商店街では、歩行者・自転車通行量が伸び悩んでおり、引き続き活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

このため、高崎芸術劇場やＧメッセ群馬を含め、今後整備の高崎駅東口栄町地区再開発により、市内外からの来訪者が中心市街地を回遊するなど、高崎駅周辺地区の活性化の効果を「お店ぐるりんタクシー運行事業」や「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」等で中心商店街に波及させることが重要となっています。

【課題３】 まちなか住民の交流重視した地域コミュニティの形成＜居住＞

- ・ 中心市街地の人口は、ほぼ横ばいで推移しているが、一方で少子高齢化も進行していることから、将来的に中心市街地の活力を下支えする住民の減少が危惧されます。
- ・ このため、住宅供給を促進し、まちなか居住の推進を図るとともに、新旧住民間のコミュニティ形成（地域交流）を図る取り組みにより、暮らしやすい環境づくりも並行して進めることが重要になります。

■中心市街地周辺の高層共同住宅開発予定



（５）中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

第４期基本計画では、第３期基本計画の方針を継承し高崎駅東口周辺に整備された高崎芸術劇場やＧメッセ群馬のほか、今後整備予定の高崎駅東口栄町地区再開発ビル等の都市集客施設のハード事業を活用し、その事業効果をソフト事業で中心市街地全体に波及させるという戦略方針の下、前述の課題に対応した以下の３つの基本方針に沿って、多様な施策を積極的に展開します。

■基本的な方針

課 題	基本方針	
【課題１】 新たな都市発展を牽引する都市機能の整備 ≪都市機能≫	【基本方針１】 都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引	高崎駅東口周辺に整備した高崎芸術劇場等の都市集客施設における各種イベントの開催等により、市内外からの来訪者を積極的に誘引します。
【課題２】 中心商店街への活性化効果の波及 ≪賑わい≫	【基本方針２】 中心市街地における来訪者の回遊促進	増加が期待される市内外からの来訪者を、さらなる活性化が必要な中心商店街ゾーンを含めて、中心市街地全体に回遊させ、中心市街地にふさわしい賑わいを取り戻します。
【課題３】 新旧住民の交流を重視した地域コミュニティの形成 ≪居住≫	【基本方針３】 まちなか居住の誘導・促進	公共交通等の利便性が高く商業施設や公共施設等が充実している中心市街地の人口増加を促進し、新旧住民の交流を重視した地域コミュニティの形成を図ります。

■ 中心市街地活性化の戦略方針

【STEP1】 交流人口・居住人口を増やす

【戦略方針 1】 交流人口を増やす

- 高崎駅周辺における都市集客施設等の整備を促進し、市内外からの来訪者（交流人口）を誘引する。
 - ◇ 高崎アリーナ（平成 29 年開館）、高崎芸術劇場（令和元年開館）
 - ◇ Gメッセ群馬（令和 2 年開館）
 - ◇ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）など

【戦略方針 2】 居住人口を増やす

- まちなか居住の誘導・促進により、中心市街地の活力の“源”となる居住人口の増加と地域コミュニティの維持・増進を図る。
 - ◇ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発
 - ◇ 宮元町第二地区優良建築物等整備事業
 - ◇ 連雀町地区優良建築物等整備事業
 - ◇ 高崎市居住誘導策

【STEP2】 行きたいまち・行きやすいまちをつくる

【戦略方針 3】 まちの魅力を高める

- まちなか空間の魅力増進やイベント開催等により、中心市街地の集客力を高める
 - ◇ 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
 - ◇ 高崎音楽祭、ストリートライブ in 高崎どこもかしこも、TAKASAKI CITY ROCK FES. 等の音楽イベント
 - ◇ 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 など

【戦略方針 4】 中心市街地の回遊性を高める

- 中心市街地の回遊性の向上を図り、中心市街地の活力と賑わいを区域全体に波及させる。
 - ◇ 高松かわまち展望レストハウス整備事業
 - ◇ お店ぐるりんタクシー運行事業
 - ◇ 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 など

【戦略目標】

高崎駅周辺で進めてきた都市集客施設の整備やイベント開催等により活力と賑わいを創出し、これを中心市街地全体に波及させる。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

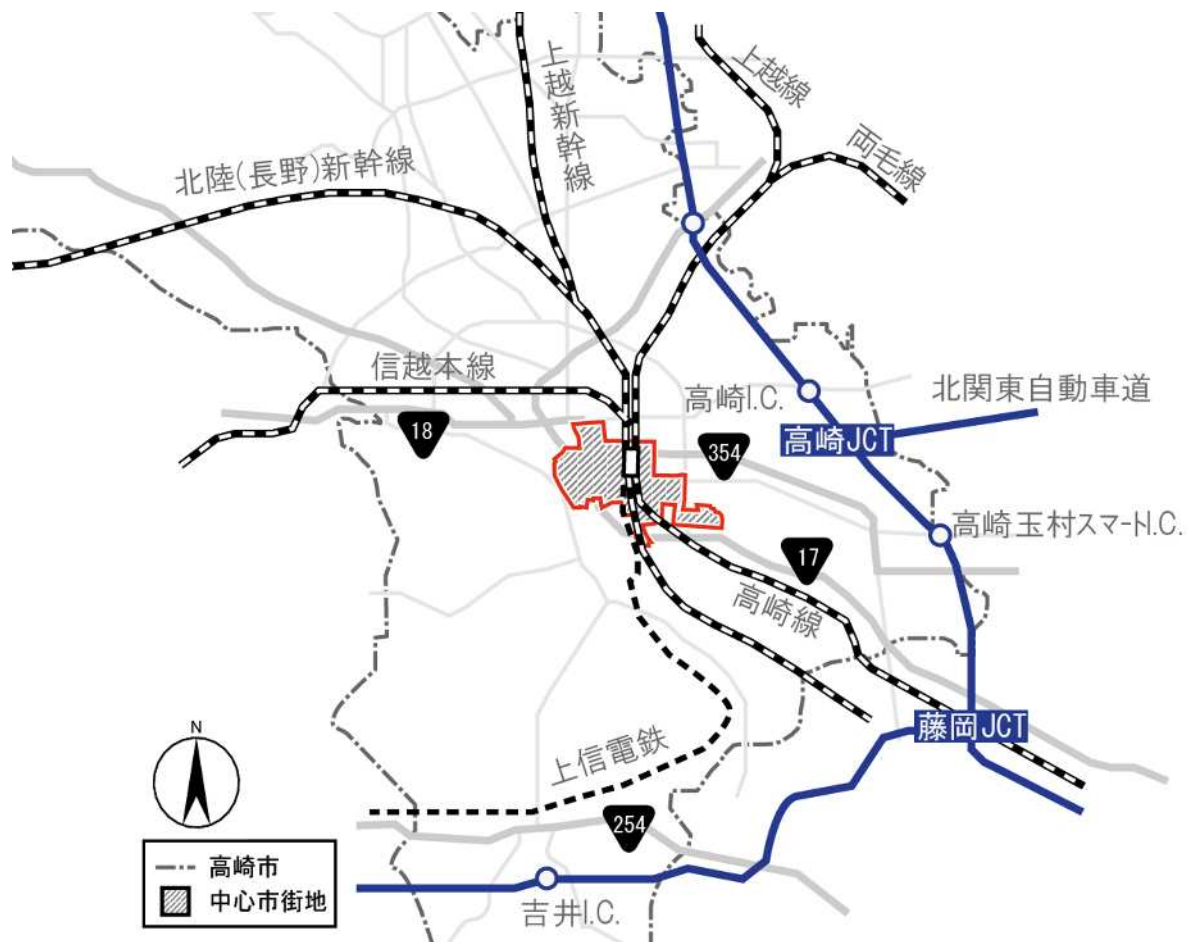
位置設定の考え方

高崎市は、関東平野の北端、群馬県の中西部に位置し、県庁所在都市・前橋市に隣接する人口約 36.6 万人の中核市です。平成の大合併で誕生した現在の市域面積は約 460 km²に及んでいます。

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する乗車人員約 3.1 万人/日の広域交通ターミナルであるとともに、駅周辺には商業等の各種都市機能が集積し、本市および周辺市町の都市発展に果たす役割を担っていることから、高崎駅周辺地区を、将来にわたって高崎市全体の中心市街地として位置付けるものとします。

(位置図)

■高崎市中心市街地の位置



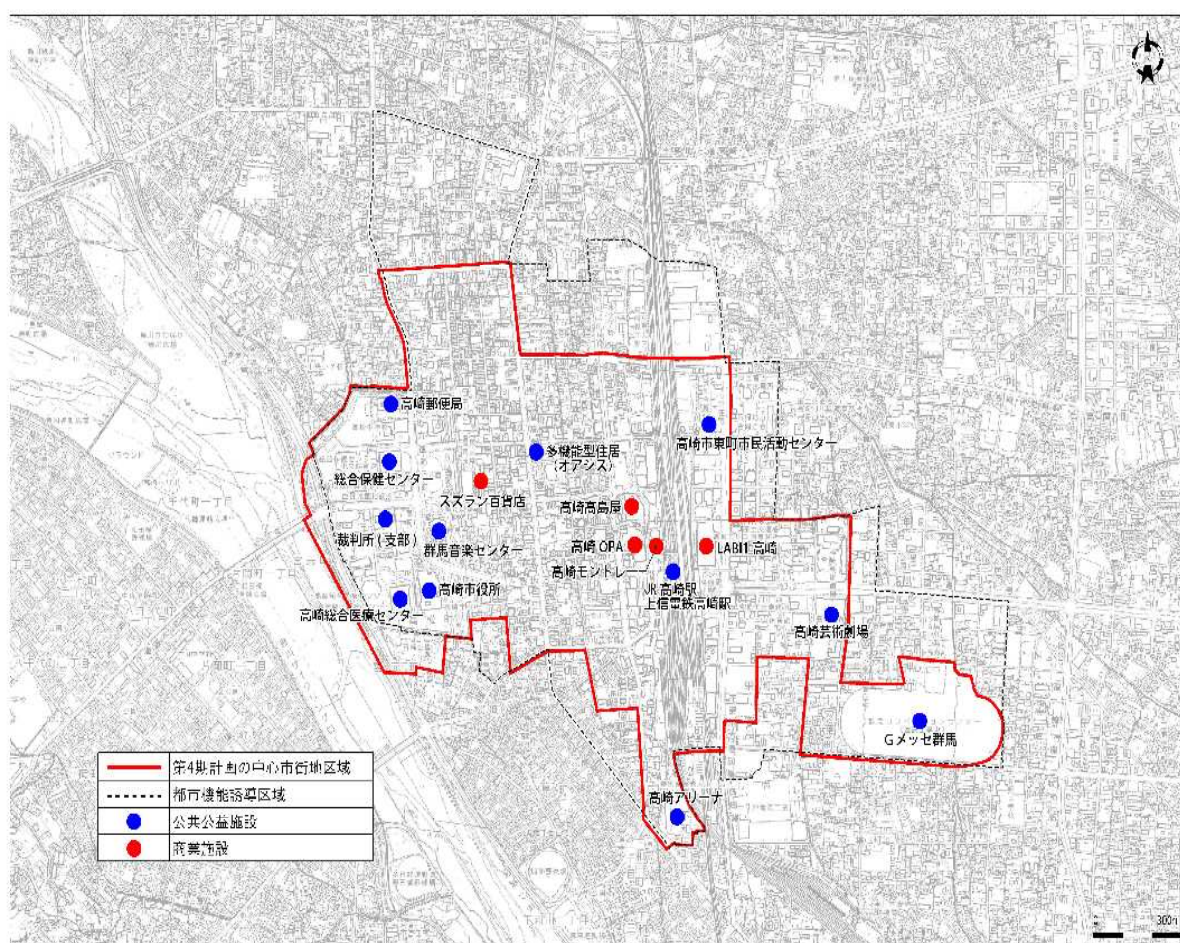
[2] 区域

区域設定の考え方

第3期基本計画においては、商業や業務施設、行政・文化施設が集まる既存の中心市街地に加え、高崎駅東口周辺のエリアを含む約180haの区域を新たに中心市街地として設定し、活性化に向けた様々な事業を重点的に推進してきました。

そして、第4期基本計画では、引き続き都市集客施設の整備とその活用が中心市街地の活性化において重要な課題であることを認識し、第3期基本計画で設定した区域と同様に、さらにその波及効果を考慮して民間開発を促進すべきエリアを含む約180haの区域を中心市街地として位置づける方針です。

(区域図)



■区域の町名一覧

区域内の町名	八島町、旭町、あら町、鍛冶町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、連雀町、嘉多町、新紺屋町
一部が区域に入る町名	東町、江木町、北通町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、本町、羅漢町、弓町、九蔵町、宮元町、田町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																
第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	当該中心市街地は、商業・業務施設や各種公共施設が高度に集積し、県内随一の都市機能集積ゾーンを形成しており、本市の中心としての役割を果たしています。 ■商業機能の集積 本市に占める中心市街地の商業機能の割合は、店舗数で 19.6%、従業者数で 19.6%、小売業年間商品販売額で 20.8%、売場面積で 21.7%と、いずれも高いシェアを占めています。 <中心市街地における商業機能の対全市シェア> <table><tr><th>令和3年度</th><th>中心市街地</th><th>高崎市</th><th>割合</th></tr><tr><td>小売業店舗数(店)</td><td>555</td><td>2,830</td><td>19.6%</td></tr><tr><td>小売業従業者数(人)</td><td>4,749</td><td>24,158</td><td>19.6%</td></tr><tr><td>小売業年間商品販売額(億円)</td><td>977</td><td>4,688</td><td>20.8%</td></tr><tr><td>小売業売場面積(㎡)</td><td>107,752</td><td>497,360</td><td>21.7%</td></tr></table> (資料：R3 経済センサス) ■業務機能の集積 業務機能も事業所数で 19.1%、従業者数で 22.2%と、商業機能と同様に高いシェアを占めています。 <中心市街地における業務機能の対全市シェア> <table><tr><th>令和3年度</th><th>中心市街地</th><th>高崎市</th><th>割合</th></tr><tr><td>事業所数(所)</td><td>3,146</td><td>16,497</td><td>19.1%</td></tr><tr><td>従業者数(人)</td><td>39,505</td><td>177,890</td><td>22.2%</td></tr></table> (資料：R3 経済センサス) ■主要な公共施設の立地 中心市街地には、市役所、高崎駅市民サービスセンター、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、Gメッセ群馬、総合保健センター、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、裁判所(支部)など、主要な公共施設が立地しています。	令和3年度	中心市街地	高崎市	割合	小売業店舗数(店)	555	2,830	19.6%	小売業従業者数(人)	4,749	24,158	19.6%	小売業年間商品販売額(億円)	977	4,688	20.8%	小売業売場面積(㎡)	107,752	497,360	21.7%	令和3年度	中心市街地	高崎市	割合	事業所数(所)	3,146	16,497	19.1%	従業者数(人)	39,505	177,890	22.2%
令和3年度	中心市街地	高崎市	割合																														
小売業店舗数(店)	555	2,830	19.6%																														
小売業従業者数(人)	4,749	24,158	19.6%																														
小売業年間商品販売額(億円)	977	4,688	20.8%																														
小売業売場面積(㎡)	107,752	497,360	21.7%																														
令和3年度	中心市街地	高崎市	割合																														
事業所数(所)	3,146	16,497	19.1%																														
従業者数(人)	39,505	177,890	22.2%																														

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

これまで取り組んできた中心市街地活性化に関する各種施策の効果により、高崎駅周辺では賑わいの回復が見られますが、一方、中心商店街周辺では賑わいの回復に遅れが見られ、中心市街地全体の活性化には至っていない状況にあります。

■中心市街地の文化施設の利用者数の推移

中心市街地の文化施設の利用者数は、増加が続いています。今後は、高崎芸術劇場等の都市集客施設間の利用の棲み分けや魅力ある催事を実施することにより、スポーツも含めた市民の文化活動や鑑賞・観戦などの場を拡げていく必要があります。

<中心市街地における文化施設の利用者数の推移>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	451,198	686,981	768,329

(資料：高崎市文化課)

■中心商店街の歩行者・自転車通行量の推移

近年、高崎駅周辺における大型店の立地等により、高崎駅東口の歩行者・自転車通行量は増加していますが、高崎駅西側は横ばいで、高崎駅から少し離れた中心商店街では減少しており、中心市街地全体の活性化には至っていない状況にあります。

<中心市街地における歩行者・自転車通行量(休日)の推移>

	(A) 平成30年度	(B) 令和6年度	(B) / (A)
高崎駅東側	3,756人	4,252人	1.13
高崎駅西側	139,989人	138,971人	0.99
中心商店街	15,989人	12,851人	0.80

(資料：高崎市中心市街地通行量動向調査)

■中心市街地における居住人口の減少

中心市街地の人口は少子高齢化による自然減等の影響も受けながら、横ばい傾向にあります。今後、人口の社会増及び維持を図る施策等を講じなければ、減少傾向に進むと考えられます。

<中心市街地における居住人口の推移>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住人口(人)	28,473	28,328	28,264

(資料：住民基本台帳)

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

当該市街地は、広域交通ターミナル・高崎駅を擁し、広い商圈を有する、県内随一の都市機能集積ゾーンであり、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで、広く周辺地域の発展に貢献することが期待されます。

本市は、平成18年から平成21年にかけて7市町村の合併により現在の市域となり、平成23年4月に中核市に移行した、人口36.6万人、市域面積約460km²の県内一の都市規模を有しています。

その中心駅である高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する広域交通ターミナルであり、本市の玄関口にとどまらず、群馬県全体の玄関口、さらには首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられています。

また、当該中心市街地には、商業・業務施設、公共公益施設など各種の都市機能施設が集積し、市内外を問わず広い商圈を有しています。

さらに、本市の将来像を示す高崎市第6次総合計画において、中心市街地に関して、高崎駅を拠点としたさらなる都市発展の方向や、各種の施策の実施を掲げています。

○高崎市第6次総合計画（平成31年2月策定）における中心市街地の位置付け

■都市づくりの基本戦略

～高崎駅を拠点とした発展～

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

■高崎地域の振興の方向

～総合的な都市機能が集積する拠点ゾーン～

高崎駅を中心とした都市基盤の整備、特に、駅東西の大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場及びパブリックゾーンを備えた複合施設の整備による、新しい都市機能の集積、さらには群馬県が整備したGメッセ群馬との更なる連携により、交流圏の拡大及び交流人口の増加を図ります。

■主要施策・都市機能の充実

中心市街地においては、高崎駅東口に高崎芸術劇場を柱とした本市の経済文化活動の拠点となるような複合型の都市集客施設の整備を進めます。また、Gメッセ群馬と連携・協力し、本市の集客機能の充実を図り、集客の相乗効果を経済の活性化につなげます。それと同時に、マンション建設を促進するため、高崎駅周辺の容積率等を緩和する施策を進め、高崎市の人口増加にもつなげます。

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する駅で、日々約 3.1 万人の乗車人員が利用し、東京駅から約 100 km の距離を新幹線でわずか約 50 分で結んでいます。この駅は本県の玄関口だけでなく、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ広域交通ターミナルとしての役割を果たしています。

このような大きな地域ポテンシャルを持つ高崎駅周辺では、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、G メッセ群馬等の、広域圏から交流人口を呼び込む新たな都市集客施設が整備されており、新たな都市発展を続けています。

このような近年の動向を踏まえ、第 3 期での基本理念を継承し中心市街地活性化の戦略目標と目指すべき目標像を以下のように設定します。

【戦略目標】

高崎駅周辺における都市集客施設の整備やイベントの実施を通じて、地域の活性化と賑わいを創出し、その効果を中心市街地全体に波及させる。

【基本理念】

高崎の活力と新しい文化を創造・発信する

『賑わい・交流・文化都心』

(2) 計画期間の考え方

計画期間は令和 7 年 4 月から、主要な事業の実施とその効果の発見が見込まれる令和 12 年 3 月までの 5 年間とし、その最終年度である令和 11 年度を目標年次とします。

(3) 目標指標の設定の考え方

3 つの目標に対して、以下に掲げる指標を目標指標として設定します。

基本方針	目 標	目標指標
1. 都市集客施設の整備等による、市内外からの来訪者の誘引	1. 来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成	1. 都市集客施設の利用者数の合計値
2. 中心市街地における来訪者の回遊促進	2. 市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成	2. 歩行者・自転車通行量(休日)
3. まちなか居住の誘導・促進	3. 快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成	3. 区域内居住人口

◎目標指標 1 都市集客施設の利用者数の合計値

第3期基本計画から「都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引」を基本方針としており、第3期基本計画において目標数値を達成できなかった指標ですが引き続き目標指標として「都市集客施設の利用者数の合計値」を用います。

【計測方法】

調査方法：中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、高崎市東町市民活動センター、高崎駅東口栄町地区市街地再開発整備の9施設）の年間利用者数を用いる。

調査日：翌年度4月に調査

調査主体：高崎市

◎目標指標 2 歩行者・自転車通行量（休日）

第3期基本計画において目標数値を達成できなかった指標ですが、中心商店街周辺では減少傾向が続いていることから、第4期基本計画において、都市集客施設等の開館後のイベント開催や回遊性の向上を図る事業の効果を検証するため、引き続き「歩行者・自転車通行量（休日）」を目標指標として用います。

【計測方法】

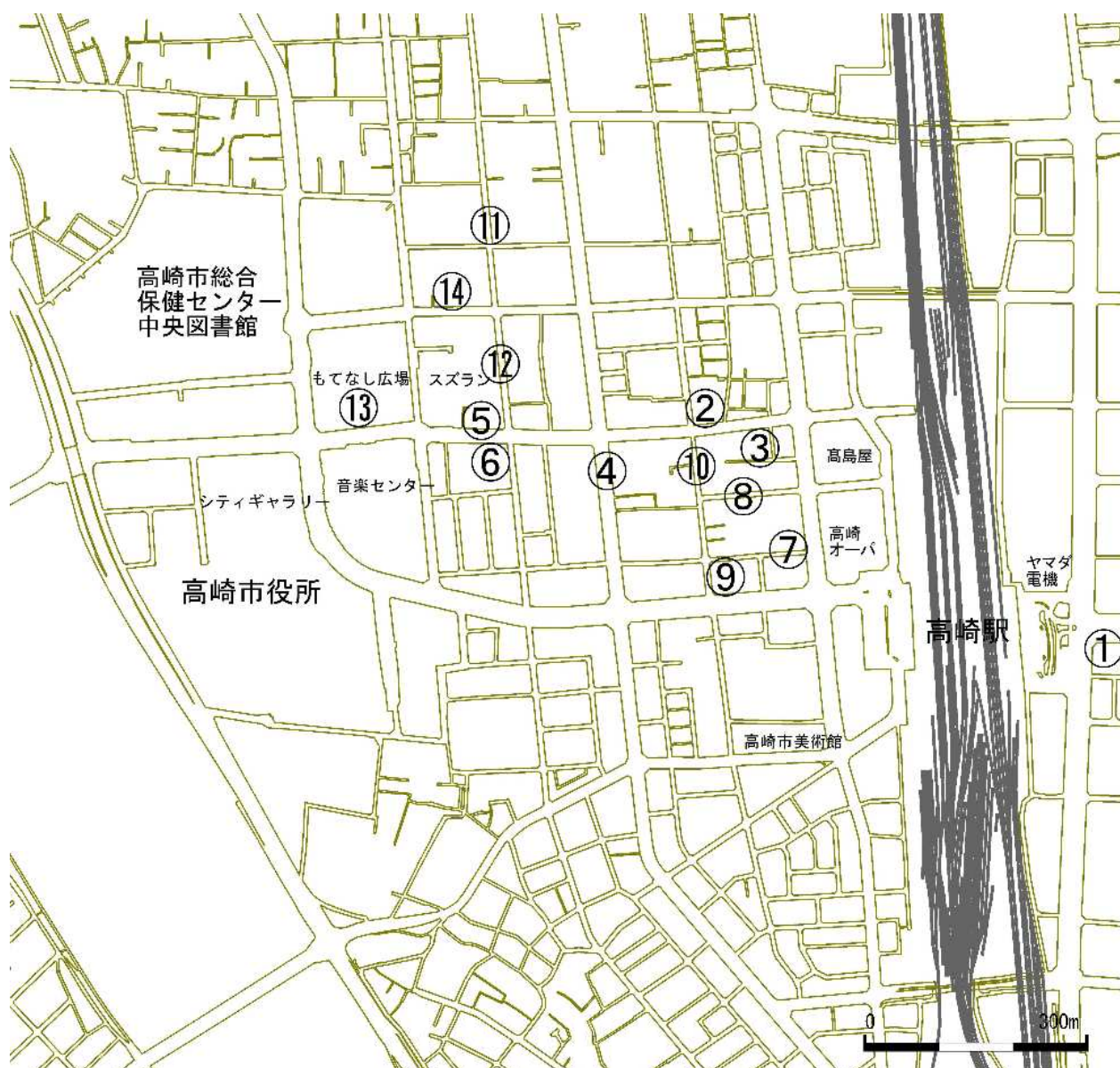
調査地点：中心商店街（13地点）及び高崎駅東口（1地点）の計14地点（調査地点はP.14参照）

調査方法：10時から20時までの10時間の歩行者・自転車通行量を計測

調査日：各年度10月末の休日

調査主体：高崎市

■歩行者・自転車通行量調査（休日）における調査地点



1	ホテルサンコー前	8	ホテルニュー赤城前
2	プラザホテル南側南	9	ラジオ高崎前
3	安国寺入口前	10	井上病院前
4	チサ前	11	メンズショップいとい前
5	乾小児科内科医院前	12	いんてりあムサシヤ前
6	うすい高崎城址校前	13	もてなし広場南側
7	タカレイパーク Times 東入口前	14	鞆町ビル前

◎目標指標 3 区域内居住人口

将来的に中心市街地の活力を下支えする住民の減少が危惧されることから、まちなか居住の誘導・促進を図る事業の効果として、「区域内居住人口」を目標指標として用います。

【計測方法】

調査方法：中心市街地の区域を構成する町の住民基本台帳人口（外国人を含む）を集計

調査日：各年度3月31日現在

調査主体：高崎市

※経済活力の向上を図る目標指標について

第4期基本計画では、引き続き第3期基本計画の方針を継承し、「高崎駅東口における都市集客施設の整備を通じて、市内外からの来訪者を誘引し、高崎駅周辺から中心商店街への回遊性を向上させることで、中心市街地全体の賑わいを創出することが重要である」と位置付けています。そのため、「都市集客施設の利用者数の合計」や「休日の歩行者・自転車通行量」を中心市街地活性化の目標指標として設定します。

なお、第4期基本計画では経済活力の向上に寄与する主要な事業として、以下の事業を含む多様な取り組みを実施していきます。

■経済活力の向上に寄与する主な事業

事業の区分	事業名
集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設の整備）、パブリックゾーン整備事業
商業環境改善	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
ソフト系支援	中心市街地商業活性化支援事業（商店街の各種ソフト事業に対する支援）、中央銀座アーケード街活性化事業、高崎商都博覧会 等
回遊促進	高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業、高松かわまち展望レストハウス整備事業、高崎まちなかオープンカフェ推進事業、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業、お店ぐるりんタクシー運行事業、高崎はしご酒、ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも、TAKASAKI CITY ROCK FES. 等

■戦略目標・基本理念・基本方針に基づく目標設定とその実現のための目標指標、主要事業

【戦略目標】

高崎駅周辺における都市集客施設の整備やイベントの実施を通じて、地域の活性化と賑わいを創出し、その効果を中心市街地全体に波及させる。

【基本理念】

高崎の活力と新しい文化を創造・発信する
『賑わい・交流・文化都心』

基本方針 1

都市集客施設の整備等による市内外からの来訪者の誘引

基本方針 2

中心市街地における来訪者の回遊促進

基本方針 3

まちなか居住の誘導・促進

目標 1

来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成

目標 2

市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成

目標 3

快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成

目標指標 1

都市集客施設の利用者数の合計値

目標指標 2

歩行者・自転車通行量（休日）

目標指標 3

区域内居住人口

主要事業

- ・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業
- ・パブリックゾーン整備事業
- ・高崎芸術劇場集客推進事業
- ・国際スポーツイベント等開催支援

等

主要事業

- ・高松かわまち展望レストハウス整備事業
- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
- ・お店ぐるりんタクシー運行事業
- ・高崎まちなかオープンカフェ推進事業
- ・中央銀座アーケード街活性化事業

等

主要事業

- ・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業
- ・宮元町第二地区優良建築物等整備事業
- ・連雀町地区優良建築物等整備事業
- ・高崎市居住誘導策
- ・多機能型住居住宅借上事業
- ・地域活動推進補助事業

等

※主要事業は、各目標指標の達成のみでなく、他の目標指標の達成にも相互に効果をもたらす。

(4) 目標値の設定

目標数値

	目標指標	基準値	目標値	関連する各事業
1	都市集客施設の 利用者数の合計値 (人/年)	1, 285, 839 人/年 (令和 5 年度)	1, 474, 000 人/年 (令和 11 年度)	③-1
2	歩行者・自転車通行量(休日) (人/日)	43, 631 人/日 (令和 5 年度)	44, 400 人/日 (令和 11 年度)	③-2
3	区域内居住人口 (人)	28, 264 人 (令和 5 年度)	29, 800 人 (令和 11 年度)	③-3

目標指標 1 都市集客施設の利用者数の合計値

都市集客施設の利用者数の合計値の令和 11 年度における目標値は、4 期中に完成予定の高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン整備事業）と、高崎市東町市民活動センター建替事業による利用者数増加効果を、推計値に加算して設定します。

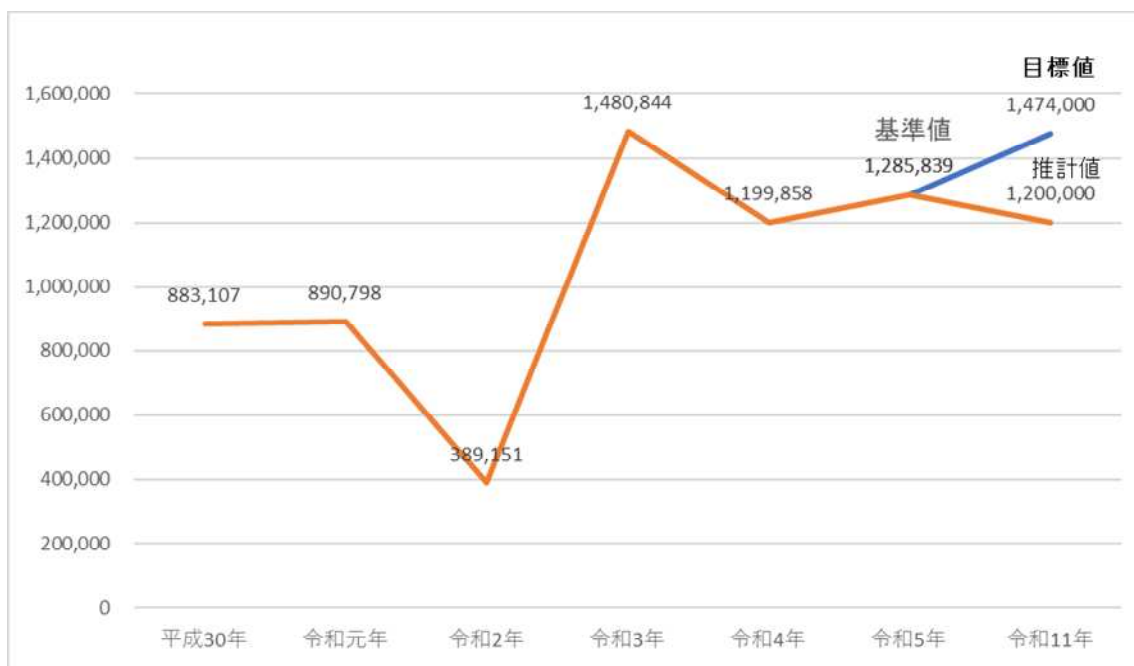
【基準値：令和 5 年度】

1, 285, 839 人/年



【目標値：令和 11 年度】

1, 474, 000 人/年



※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として利用があったため、参考値として扱う

① 令和5年度の実績値より ⇒ 基準値を1,285,839人/年とする。

② 目標値の設定に関して、全国的な人口減少や文化的嗜好の多様化により来訪者がやや減少いくことが予想されるが、これまで実施してきた中心市街地活性化事業を継続することで各施設（高崎芸術劇場、高崎アリーナ、Gメッセ群馬など）の利用者推計値を1,200,000人/年とします。この推計値に、③-1の事業効果の利用者数を274,000人/年と見込むことで、最終的な目標値を1,474,000人/年とします。

③-1 関連する各事業効果

i 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業(パブリックゾーン整備事業)による効果

高崎駅東口に建設する再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備することにより、利用者数を151,000人/年と見込みます。

ii 高崎市東町市民活動センター建替事業による効果

老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、交流スペース等を整備することにより、利用者数を123,000人/年と見込みます。

推計値		i による効果		ii による効果		目標値
<u>1,200,000 人</u>	+	<u>151,000 人</u>	+	<u>123,000 人</u>	=	<u>1,474,000 人</u>

④ その他の各事業効果

i 高崎音楽祭による効果

高崎芸術劇場を中心として、群馬音楽センターや高崎シティギャラリー など中心市街地の至るところでクラシックやジャズなど、期間中様々なジャンルの音楽イベントを開催し、施設利用者数増加に寄与する。

ii 企画文化事業による効果

高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテインメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民の文化活動の成果を発表する場を提供することで広域からの集客に寄与する。

iii 群馬交響楽団定期演奏会による効果

“音楽のある街 高崎”を代表する群馬交響楽団によるコンサートを高崎芸術劇場で年間10回程度実施することにより、高い芸術鑑賞の機会を創出し、集客に寄与する。

iv 高崎芸術劇場集客推進事業による効果

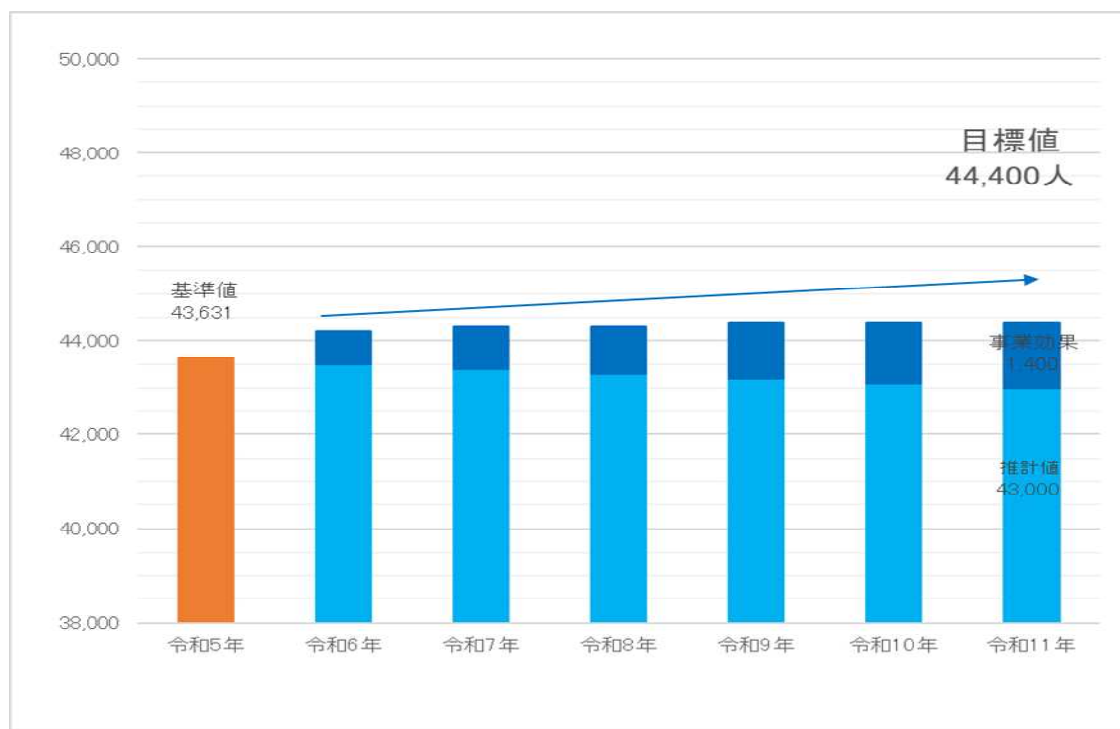
新たな高崎市の都市集客施設として開館した高崎芸術劇場において、行政と民間が連携して様々な事業を開催し、まちなかの賑わいにつなげることに寄与する。

Ⅴ 国際スポーツイベント等開催支援による効果

高崎アリーナで開催する国際的、全国的規模のスポーツ大会を催すことで、中心市街地における多世帯の市民の来訪や交流に寄与する。

目標指標 2 歩行者・自転車通行量（休日）

中心市街地の歩行者・自転車通行量（休日）の令和 11 年度における数値目標は、高松かわまち展望レストハウス整備事業に伴う効果と、高崎市居住誘導策によるマンション建設等に伴う新規住民の増加による効果を、推計値に加算して設定します。



- ① 令和 5 年度の実績値より ⇒ 基準値を 43,631 人/日とする。
- ② 目標値の設定に関して、全国的な人口減少や生活スタイルの多様化により来訪者がやや減少していくことが予想されるが、現状の各事業（お店ぐるりんタクシー運行事業やまちなかコミュニティサイクル推進事業等）を継続した場合の推計値を、**43,000 人/日**とします。この推計値に、③-2 の事業効果を **1,400 人/日**と見込むことで、最終的な目標値を **44,400 人/日**とします。

③-2 関連する各事業効果

i 高松かわまち展望レストハウス整備事業による効果

高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスを整備するとともに、イベント開催等により $100,000 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 274 \text{ 人/日}$ の増加を見込みます。

ii 高崎市居住誘導策による効果

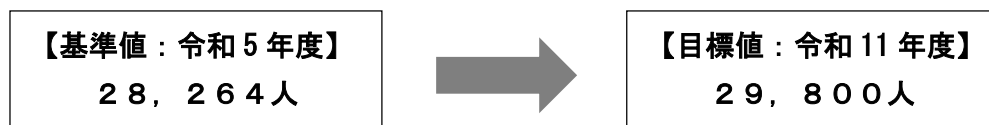
高度利用地区の指定を行うことにより、中心市街地に高層マンションの誘導を図ることから、当該事業による新規住民を中心商店街の買い物対象と設定します。

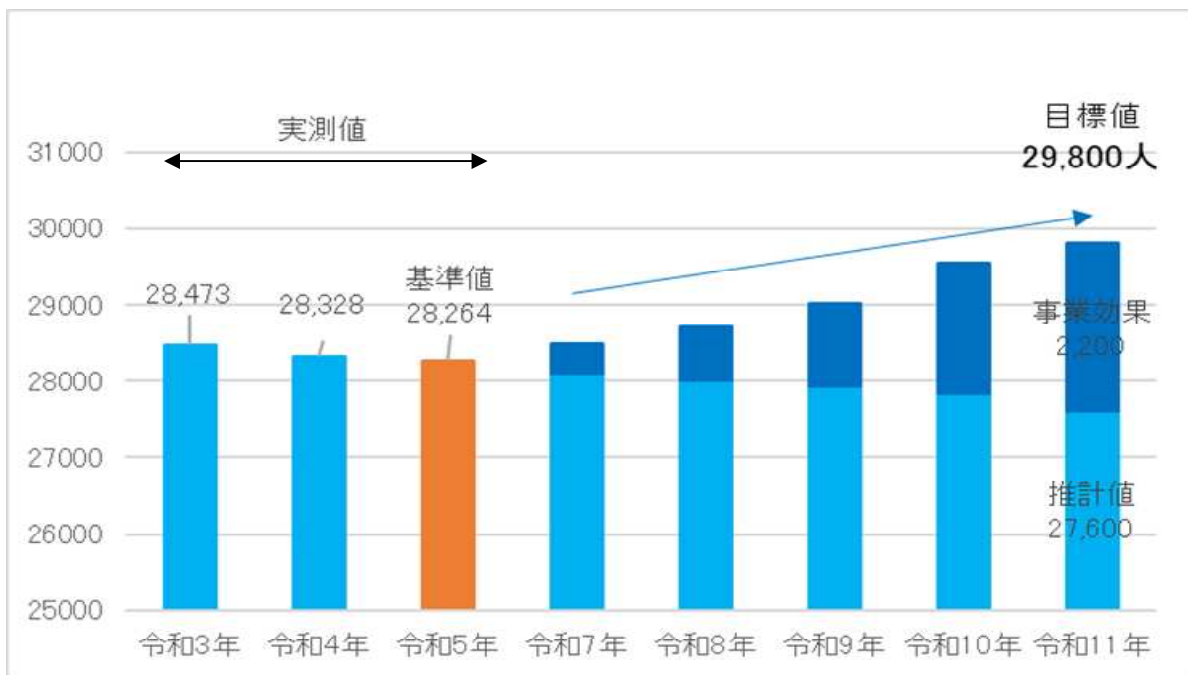
この整備事業などによって新たに $(568 \text{ 人} + 490 \text{ 人} + 353 \text{ 人} + 823 \text{ 人}) \div 2,200 \text{ 人}$ を想定します（P.21 22 ③-3 i、ii、iii、iv参照）。過去の調査結果から、新規住民の約5割が買い物等で中心市街地を回遊するものとし、 $2,200 \text{ 人/日} \times 0.5 = 1,100 \text{ 人/日}$ を歩行者・自転車通行量として換算します。

推計値	i による効果	ii による効果	目標値
<u>43,000 人</u>	+ <u>274 人</u>	+ <u>1,100 人</u>	$\div$ <u>44,400 人</u>

目標指標3 区域内居住人口

区域内居住人口の数値目標は、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業や宮元町第二地区優良建築物等整備事業及び連雀町地区優良建築物等整備事業に伴う効果に加え、高崎市居住誘導策による要件緩和で増加することが想定される高層マンション建設に伴う効果を、推計値に加算して設定します。





① 令和5年度の実績値より ⇒ 基準値を28,264人とする。

② 目標値の設定に関して、直近3カ年の推移から現状の約0.5%程度の減少が続くと仮定し、令和11年度の居住人口を年間27,600人と見込み、この数値を推計値とします。さらに、③-3の事業効果の居住人口を年間約2,200人と見込むことで、最終的な目標値を年間29,800人とします。

③-3 関連する各事業効果

i 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業による効果

高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の整備によりマンション290戸の供給となり、令和6年3月31日末時点の中心市街地における世帯数（14,438世帯）から1世帯あたりの平均人口を1.96人と算定し、 $290 \text{ 戸} \times 1.96 \text{ 人} = 568 \text{ 人}$ の増加を見込む。

ii 宮元町第二地区優良建築物等整備事業による効果

宮元町第二地区優良建築物等整備事業の整備によりマンション250戸の供給となり、令和6年3月31日末時点の中心市街地における世帯数（14,438世帯）から1世帯あたりの平均人口を1.96人と算定し、 $250 \text{ 戸} \times 1.96 \text{ 人} = 490 \text{ 人}$ の増加を見込む。

iii 連雀町地区優良建築物等整備事業による効果

連雀町地区優良建築物等整備事業の整備によりマンション180戸の供給となり、令和6年3月31日末時点の中心市街地における世帯数（14,438世帯）から1世帯あたりの平均人口を1.96人と算定し、 $180 \text{ 戸} \times 1.96 \text{ 人} = 353 \text{ 人}$ の増加を見込む。

iv 高崎市居住誘導策による効果

高度利用地区の指定を行うことにより、令和元年から令和 5 年までに高層住宅（目安：6 階以上）5 件の共同住宅申請が提出され、平均戸数は約 84 戸となっており、令和 6 年 3 月 31 日末時点の中心市街地における世帯数（14,438 世帯）から 1 世帯あたりの平均人口を 1.96 人と算定し、 $84 \text{ 戸} \times 1.96 \text{ 人} \times 5 \text{ 件} = 823 \text{ 人}$ の増加を見込む。

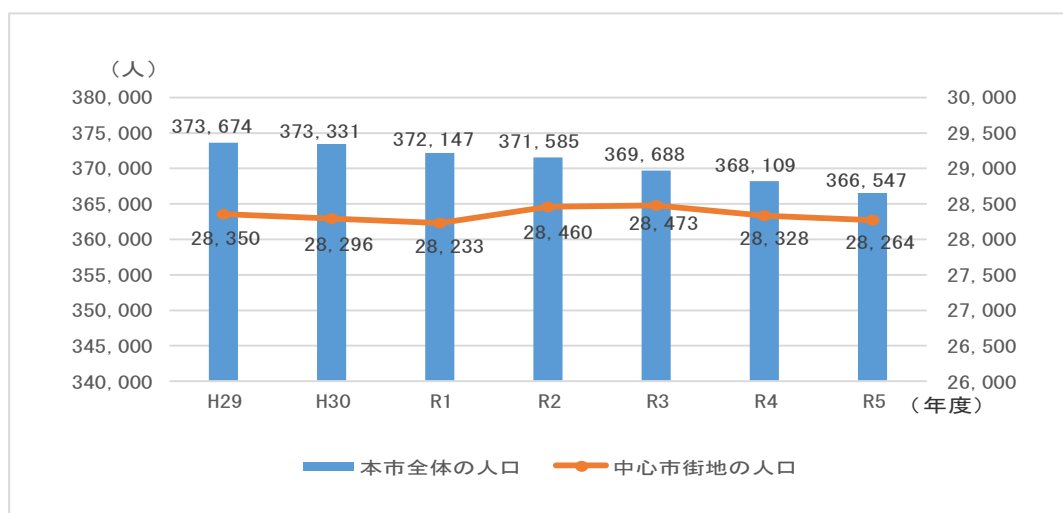
推計値	i による効果	ii による効果	iii による効果	iv による効果	目標値					
<u>27,600 人</u>	+	<u>568 人</u>	+	<u>490 人</u>	+	<u>353 人</u>	+	<u>823 人</u>	=	<u>29,800 人</u>

（1）高崎市及び中心市街地の人口の状況

高崎市全体の人口は、平成 29 年度から減少している状況にあります。中心市街地の人口は、令和元年度から令和 3 年度にかけて増加傾向にありましたが、その後、全体人口同様減少に転じています。

高崎市全体に占める中心市街地の人口の割合は、令和 5 年度に 7.7%となっており、6 年前の平成 29 年度と比較して 0.1%上昇しています。

■高崎市及び中心市街地の人口推移



（資料：住民基本台帳、各年度 3 月 31 日現在）

■人口増減の割合（平成 29 年度～令和 5 年度）

	H29 年度	R5 年度	増減
a. 市全体	373,674 人	366,547 人	▲7,127
b. 中心市街地	28,350 人	28,264 人	▲86
市全体に占める割合 (b/a)	7.6%	7.7%	0.1%

（資料：住民基本台帳）

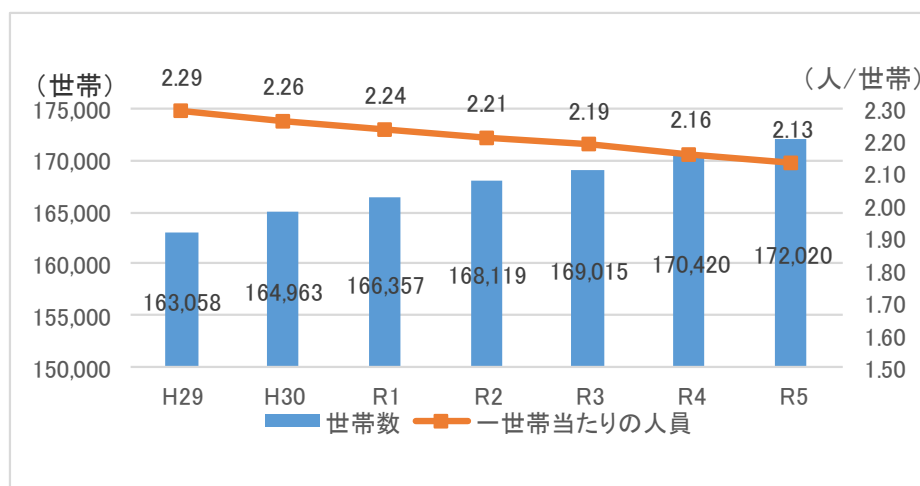
（2）高崎市及び中心市街地の世帯数及び一世帯当たりの人員の状況

高崎市及び中心市街地の世帯数はともに増加傾向にあり、高崎市全体に占める中心市街地の世帯数の割合（シェア率）は、令和 5 年度では 8.4%と平成 29 年度と変わら

い数値となっています。

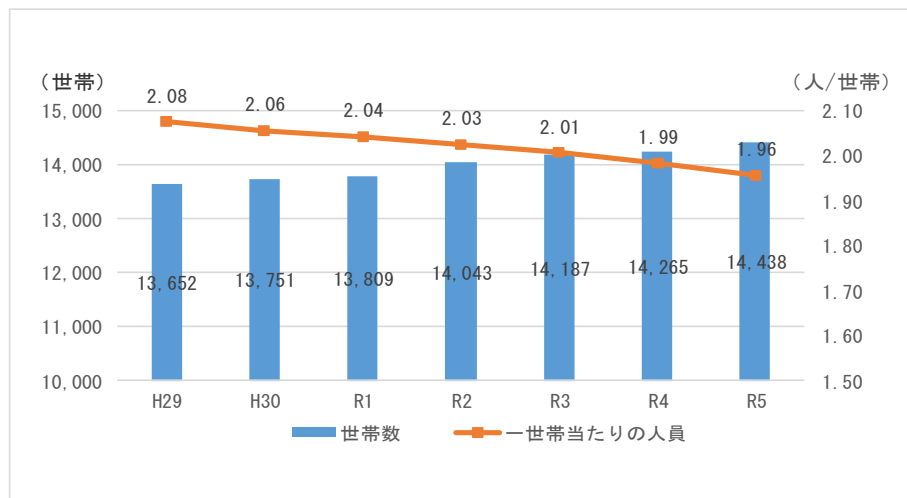
一世帯あたり人員は、高崎市、中心市街地ともに減少傾向にあります。中心市街地は高崎市全体と比較して、一世帯あたりの人員が少なく、令和5年度には1.96人と2人世帯を割っています。

■高崎市の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



(資料：住民基本台帳)

■中心市街地の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



(資料：住民基本台帳)

■高崎市の世帯数及び一世帯あたり人員の推移

		H29 年度	R5 年度	増減
世帯数	a. 高崎市	163,058 世帯	172,020 世帯	8,962 世帯(5.5%)
	b. 中心市街地	13,652 世帯	14,438 世帯	786 世帯(5.6%)
	c. シェア率 (b/a)	8.4%	8.4%	0.0%
世帯人員	d. 高崎市	2.29 人/世帯	2.13 人/世帯	▲0.16 人/世帯(▲7.0%)
	e. 中心市街地	2.08 人/世帯	1.96 人/世帯	▲0.12 人/世帯(▲5.8%)

(資料：住民基本台帳)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【1】市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地は、昭和 57 年の上越新幹線の整備をきっかけにまちづくりが大きく進展し、これまでに、高崎駅の改良、大規模商業施設やマンションの建設、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地の整備改善事業が数多く実施されてきました。

この結果、特に高崎駅西口地区では、都市基盤の整備や拠点街区の形成が概ね完了し、高崎市の顔にふさわしい高質な街並みが形成されています。

一方、高崎駅東口地区や高崎駅の南側の地区においても、平成 26 年の関越自動車道高崎玉村スマート IC の開設を契機に開発動向が加速し、高崎芸術劇場、高崎アリーナといった都市集客施設が整備されるなど、まちの姿を大きく変貌させてきました。

【市街地の整備改善の必要性】

高崎駅は、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられており、このような地域ポテンシャルを背景に、本市は、新たな都市発展を目指しています。

そのような展望の中で、現在、高崎駅東口エリアでは、高崎芸術劇場、高崎アリーナ、高崎駅東口第九地区の整備が完了し、高崎駅東口栄町地区の市街地再開発事業が進められており、多様な都市機能の一層の集積が見込まれています。さらに、群馬県も G メッセ群馬の整備が完了し、今後は、広域圏から人を呼び込む一大集客拠点ゾーンが形成されることが期待されます。

以上の背景から、現在進められている市街地の整備改善に係る各種事業は、目標 1 に掲げた「来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成」に貢献し、本市の新たな都市発展を牽引する重要な役割を果たすことが期待されることから、引き続き、事業の推進を図っていきます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 宮元町第二地区優良建築物等整備事業

【事業実施時期】	令和３年度～令和９年度		
【実施主体】	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者		
【事業内容】	土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成、快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 連雀町地区優良建築物等整備事業

【事業実施時期】	令和５年度～令和９年度		
【実施主体】	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者		
【事業内容】	土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成、快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備えた複合施設を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】パブリックゾーン整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎駅東口栄町地区の再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に建設する再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 11 年度
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	高崎駅東口栄町地区の再開発ビルと既存のペDESTリアンデッキをつなぐ整備事業
活性化を実現するための位置付け及び必要性	

【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に建設する再開発ビルを既存のペDESTリアンデッキとつなぐことにより、歩行者の回遊性が向上する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】高松かわまち展望レストハウス整備事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスの整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスを整備することにより、まちなか回遊性の向上・来訪者の増加を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（４）国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、多くの公共公益施設等の都市福利施設が立地しており、まちなか居住者や市民に対する公共サービスや文化的な暮らしを支える重要な役割を担っています。

■中心市街地に立地している都市福利施設

分類	施設名
官公庁施設	市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、裁判所（支部）、子育てなんでもセンター、高齢者福祉なんでも相談センター
医療・福祉施設	高崎総合医療センター、総合保健センター
文化・スポーツ施設	中央図書館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、旧井上房一郎邸、Gメッセ群馬
その他	高崎郵便局

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、公共公益施設等が数多く集積し、市民に都市福利機能を提供しておりますが、目標3に掲げた「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を目指すためには、今後、都市福利機能の一層の充実が求められます。

特に、高崎駅東口においては、都市集客施設等の整備が進められており、高崎芸術劇場を中心に、市民文化を創造・発信する新たな都市福利施設等の導入が求められています。このような施設は、市民が文化や芸術に触れる機会を増やし、地域の活性化に寄与することが期待されます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】パブリックゾーン整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎駅東口栄町地区の再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に建設する再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】高崎市東町市民活動センター建替事業

【事業実施時期】	令和２年度～令和７年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	老朽化した既存建物の建替え		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値		
【活性化に資する理由】	老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、交流スペース等を整備することにより、中心市街地における多世帯の市民の来訪や交流を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和２年度～令和７年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕まちなか居住の推進の必要性

【現状分析】

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市の中心市街地では、これまで民間マンションの建設等に伴う若年層やファミリー層等の転入による人口増加傾向が続いてきましたが、ここ数年、人口の増加が頭打ちの状態になっています。

現在、中心市街地で建設中、建設予定の民間高層マンションは以下のとおりであり、これらが完成すれば、新たに住宅供給が促進されることが見込まれます。

■中心市街地で建設中、建設予定の民間高層マンション

	町 名	棟数	戸 数		町 名	棟数	戸 数
1	鞆町	1 棟	72 戸	3	連雀町	1 棟	180 戸
2	宮元町	2 棟	335 戸	4	栄町	3 棟	669 戸
				合 計		7 棟	1,256 戸

（資料：高崎市中高層建築物（6 階建以上）事前協議済、令和 6 年 10 月現在）

【まちなか居住を推進する事業の必要性】

中心市街地の人口の伸び悩みがこのまま推移すれば、中心市街地の活力を下支えする居住人口が減少し、地域コミュニティの維持が困難になることが危惧されることから、目標 3 に掲げた通り、「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を図るために、民間マンションの建設等を誘導し、住宅供給を促進する必要があります。

また、「多機能型住居」については、中心市街地に不足している高齢者向け住宅を確保するとともに、介護士、保育士、看護師などの職業を目指す学生等に市が借上げた住宅を低廉な家賃で供給するなどの支援を行い、多様な世代が居住しやすい環境づくりに努めていきます。

同時に、地域コミュニティの維持・増進を図るために、各地域の祭りや清掃活動等の行事を積極的に実施することにより、新旧住民間のコミュニティ形成（地域交流）が図られるよう取り組みながら、暮らしやすい環境づくりを並行して進めていくことが重要になります。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 宮元町第二地区優良建築物等整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和３年度～令和９年度		
【実施主体】	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者		
【事業内容】	土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成、快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 連雀町地区優良建築物等整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者		
【事業内容】	土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成、快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（再掲）

【事業実施時期】	平成25年度～令和11年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備		

	えた複合施設を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（４）国の支援がないその他の事業

【事業名】高崎市居住誘導策

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高度利用地区を指定し、集合住宅等の立地を促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	建築規制となる容積率などの緩和を受けられる高度利用地区の指定を制度化することにより、集合住宅等の立地を促進し、中心市街地の活力の源である居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】多機能型住居住宅借上事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	入居を促進するため、市が民間管理者に住宅借上料を支援
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）、区域内居住人口
【活性化に資す	多世代間の交流を目的として中心市街地に整備された多機能型住

【理由】	居において、高齢者向け住宅、介護、幼児期の教育、保育、看護等の分野を学ぶ学生やそれらの施設で働く人を対象とした住宅の供給など、民間事業者と市が協働し、まちなかの居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】地域活動推進補助事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	小学校区単位で組織する地域づくり活動協議会が実施する各事業に対する補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	区域内居住人口		
【活性化に資する理由】	地域住民間の交流を深めるために、市内の小学校区単位で組織する各地域づくり活動協議会が実施する祭りや清掃活動等、各種事業に対して行う補助について、中心市街地区域の協議会に対しても補助を行うことにより、地域コミュニティの維持・増進を図り、居住人口の維持、増加につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 経済活力の向上の必要性

【現状分析】

これまで実施してきた経済活力向上に関する施策の効果により、中心市街地の活力と賑わいは回復に向かっており、特に平成 29 年に高崎オーパが開業したことが影響し、小売業の年間商品販売額や歩行者・自転車の通行量といった経済活力に関連する指標は、高崎駅周辺では改善見られました。しかしながら、高崎駅から少し離れた中心商店街においては、中心市街地全体の回遊性を向上させるための高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業や高崎まちなかオープンカフェ推進事業、さらには高崎市まちなか商店リニューアル助成事業、各種イベント事業などの施策によって一定の成果は見られるものの、高崎駅周辺と比較すると、必ずしも十分な成果を上げるには至っていない状況です。

【商業の活性化のための事業及び措置の必要性】

中心市街地の活性化において、商業の振興は非常に重要な要素であり、これを実現するための施策には引き続き力を入れる必要があります。特に、イベント事業については、これまでの継続的な取り組みに加え、まちなかへの集客を促進する新たなイベントの実施が求められています。

さらに、中心商店街の賑わいを取り戻すためには、高崎駅周辺に訪れる来街者が中心市街地全体を回遊するような新しい事業の展開も必要です。このような取り組みを通じて、地域経済の活性化を図り、商業活動の促進につなげていくことが重要です。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 20 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる「特例区域」の指定を群馬県に要請
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）

【活性化に資する理由】	中心市街地の活性化に特に必要な区域を特例区域として指定し、大型店の迅速な立地を促進することで、計画的なまちなかの開発等に寄与する。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	商店街団体等が実施する地域活性化を目的とした各種イベント事業に対して、事業費の一部を支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	商店街団体等が主体的に取り組む各種ソフト事業の実施を支援することにより、中心商店街の活性化を促進する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 ようこそ高崎人情市

【事業実施時期】	平成 11 年度～		
【実施主体】	特定非営利活動法人高崎やる気堂		
【事業内容】	もてなし広場でフリーマーケットや各種イベント等を開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	もてなし広場における朝市やフリーマーケット等の催しを継続的に開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】たかさきスプリングフェスティバル

【事業実施時期】	平成元年度～		
【実施主体】	たかさきスプリングフェスティバル実行委員会		
【事業内容】	高崎市役所に隣接する広場や公園敷地内にて、市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や「フリーマーケット」などを開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	子どもからお年寄りまで楽しめる催しを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎マーチングフェスティバル

【事業実施時期】	平成 2 年度～		
【実施主体】	高崎マーチングフェスティバル協会		
【事業内容】	市街地コースのマーチングパレードや高崎アリーナでのキッズドリルやフィールドドリル等を開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	音楽フェスティバルを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎まつり・高崎山車まつり

【事業実施時期】	昭和 50 年度～
【実施主体】	高崎まつり実行委員会・高崎山車まつり実行委員会
【事業内容】	山車や神輿などの伝統芸能、大花火大会、飲食店の出店など
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）
【活性化に資する理由】	高崎の夏を彩る一大まつりを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※中心市街地区域内で実施される事業のみを対象		

【事業名】 たかさき能

【事業実施時期】	昭和 61 年度～		
【実施主体】	たかさき能（薪能）実行委員会		
【事業内容】	中心市街地内文化施設における「たかさき能」の公演		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	白衣大観音築造 50 周年を記念して始まった「たかさき能」を公演することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 高崎えびす講市

【事業実施時期】	昭和 4 年度～		
【実施主体】	高崎えびす講市実行委員会		
【事業内容】	商店街での売り出しや各種イベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	市内の小売業者が、商売の神様であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行うことにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※中心市街地区域内で実施される事業のみを対象		

【事業名】 高崎映画祭

【事業実施時期】	昭和 62 年度～
【実施主体】	高崎映画祭委員会
【事業内容】	毎年 3 月に中心市街地区域内にある映画館・文化施設で映画を上映
活性化を実現するための位置付け及び必要性	

【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	地方では上映されにくい映画などを約 2 週間の開催期間中に 60 本以上上映することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】たかさき食文化情報発信事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	高崎観光協会		
【事業内容】	食文化に関するイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎にまつわる伝統的食文化の継承と新たな食文化の創造により、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎商都博覧会

【事業実施時期】	平成 22 年度～		
【実施主体】	高崎商工会議所、高崎商都博覧会実行委員会		
【事業内容】	中心市街地の大型店 5 店によるイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地の大型店 5 店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎まちなかオープンカフェ推進事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会		
【事業内容】	中心市街地の歩道上でオープンカフェを実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	都市再生特別措置法の改正を受けて歩道上でオープンカフェを実施し、開放的な空間を演出することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会		
【事業内容】	中心市街地の歩道等にサイクルポートを設置し、自転車の貸出しを実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	手軽に利用できるまちなかの移動手段としてコミュニティサイクルを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】コミュニティ施設活動支援事業

【事業実施時期】	平成 16 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	商店街団体や NPO などが行うコミュニティ活動への支援
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）
【活性化に資する理由】	空き店舗を活用した文芸作品等の映画上映など、商店街団体や NPO などが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行うことによ

	り、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎光のページェント

【事業実施時期】	平成 6 年度～		
【実施主体】	高崎光のページェント実行委員会		
【事業内容】	イルミネーションや各種イベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】中心市街地通行量動向調査事業

【事業実施時期】	昭和 34 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	歩行者・自転車通行量の調査		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量を定期的に調査することにより、活性化に関連する事業のより効果的な実施を図り、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】たかさき春まつり

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
----------	-----------	--	--

【実施主体】	たかさき春まつり実行委員会		
【事業内容】	桜開花時期のイベント開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	春の桜の開花時期に観光客の誘客を目的に、もてなし広場と観音山会場で、子供遊びコーナーや飲食・物販ブースを設置したイベントを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※中心市街地区域内で実施される事業のみを対象		

【事業名】高崎音楽祭

【事業実施時期】	平成 2 年度～		
【実施主体】	高崎音楽祭委員会		
【事業内容】	高崎芸術劇場を中心に音楽イベントを開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	クラシックやジャズなど、あらゆる音楽が集結する“音楽のある街・高崎”を代表する音楽イベントを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎市民美術展覧会

【事業実施時期】	昭和 10 年代～		
【実施主体】	高崎市民美術展覧会実行委員会		
【事業内容】	市内在住・在勤・在学・出身者の美術作品の展示		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	市民の芸術活動の発表の場として展覧会を開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省

【その他特記事項】	区域内
-----------	-----

【事業名】 まちなか音楽活動助成事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	高崎おとまちプロジェクト		
【事業内容】	まちなか音楽活動の支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動（路上ライブ）を支援することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 企画文化事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	市民の文化的活動の成果を発表する場の提供		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	国内外のエンターテインメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに市民の文化的活動の成果を発表する場を提供することにより、文化施設を核とした集客を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 高崎だるま市

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	高崎だるま市実行委員会
【事業内容】	高崎だるまを販売する「市」を開催
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）

【活性化に資する理由】	高崎を代表する伝統工芸品である「高崎だるま」を販売するだるま市を、元日からまちなかで開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 たかさきキッズパーク

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	たかさきこどもまつり実行委員会		
【事業内容】	毎年 10 日間に渡り中心市街地内の公共施設内に子供向けの室内遊技場を設置		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	親子連れなど多くの人々に楽しんでもらうとともに、まちなかを訪れる機会を創出するため、中心市街地内の総合保健センター内に世界の優れた遊び道具を集めた全天候型の遊び場を設置することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 高崎菓子まつり

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	高崎菓子業組合		
【事業内容】	中心市街地内のもてなし広場にて、市内の和洋菓子店による菓子に関するイベントの実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	市内の菓子職人が作ったお菓子の販売や菓子づくり体験の実施等のイベントを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】たかさきハロウィン

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	たかさきハロウィン実行委員会		
【事業内容】	高崎駅前ペDESTリアンデッキ上を中心に、大型店内や商店街の店舗内を活用し仮装コンテスト等の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	こどもから大人まで参加できる仮装コンテストや音楽ライブを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	ストリートライブ in 高崎 どこもかしこも実行委員会		
【事業内容】	中心市街地の各所で路上ライブを開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	市内外から集まった様々なジャンルのミュージシャンが中心市街地の約 20 箇所で同時に路上ライブを行い、まちなかのどこもかしこもが音楽で溢れることにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎アートインキュベーション推進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	高崎アートインキュベーション推進会議
【事業内容】	中心市街地の商業施設や公共施設等を活用した芸術作品の展示
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）

【活性化に資する理由】	高崎駅周辺を中心としたエリアで現代アートイベントを開催することにより、個性豊かな高崎発信型のアートの創造等を行うことで、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】中央銀座アーケード街活性化事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	まちづくり協議会		
【事業内容】	中央銀座アーケード街における各種イベントの実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	再整備した中央銀座アーケード街において各種イベントを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分）

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	商店等のリニューアルを推進するための助成事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地の店舗等で、店舗の魅力アップとまちなみの景観整備につながるよう、通りに面した外装工事を行う際の費用の一部を支援することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】お店ぐるりんタクシー運行事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
----------	--------	--	--

【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	中心市街地を循環する無料のタクシーを運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地を循環する、乗り降り自由で無料の交通手段を整備することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	特定非営利活動法人高崎まちなか教育活動センターあすなろ		
【事業内容】	市内大学の学生による音楽喫茶の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎市との連携のもと、高崎経済大学の学生により店舗を活用した文化事業や地域振興に取り組み、活動の拠点とすることで、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 絶メシ

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	絶品グルメを提供する飲食店を SNS や口コミで紹介
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）
【活性化に資する理由】	本市のPRや事業承継に寄与するとともに、市内外からの来訪者が、中心市街地内の店舗を訪れる際や郊外の店舗への行き帰りの際に、まちなかを訪れることにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業

【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※中心市街地区域内で実施される事業のみを対象		

【事業名】高崎じまん等支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎産の農産物や加工品を販売する店舗の運営に対する補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地内の大型商業施設「高崎オーパ」内に高崎産の良質な野菜やフルーツ、お土産品等を提供する店舗を設置し、高崎を市内外にPRする魅力的な空間を創出することで、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】キングオブパスタ

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	キングオブパスタ実行委員会		
【事業内容】	市内飲食店のパスタを試食し、投票する参加型イベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎の食文化であるパスタのイベントを街なかで開催し、「パスタのまち高崎」を広くPRすることにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】たかさき雷舞フェスティバル

【事業実施時期】	平成 16 年度～
【実施主体】	たかさき雷舞フェスティバル実行委員会
【事業内容】	全国的に有名な YOSAKOI 踊りを高崎風にアレンジした雷舞を披露するイベントの開催
活性化を実現するための位置付け及び必要性	

【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	雷舞のダンスイベントをもてなし広場や駅前通りを会場に開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎はしご酒

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	高崎商工会議所、高崎はしご酒実行委員会		
【事業内容】	中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	まちなかの飲食店の協力のもと、食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】高崎太鼓祭り

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	高崎太鼓祭り実行委員会		
【事業内容】	和太鼓団体によるイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	和太鼓団体が、もてなし広場を舞台に演奏することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】TAKASAKI CITY ROCK FES.

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	TAKASAKI CITY ROCK FES. 実行委員会		
【事業内容】	「高崎芸術劇場」・「Gメッセ群馬」・「高崎アリーナ」の 3 つの大規模集客施設と「まちなか」を舞台にした大型フェスの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	「高崎芸術劇場」・「Gメッセ群馬」・「高崎アリーナ」の 3 つの大規模集客施設と「まちなか」を舞台とし、高崎の街全体をロックに染める大型フェスを開催することで、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】群馬交響楽団定期演奏会

【事業実施時期】	昭和 20 年度～		
【実施主体】	公益財団法人群馬交響楽団		
【事業内容】	群馬交響楽団による定期演奏会の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	“音楽のある街・高崎”を代表する群馬交響楽団によるコンサートを、高崎芸術劇場を中心に年約 10 回実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	舞台芸術創造活動活性化事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 12 年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

【事業名】高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 25 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備えた複合施設を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に店舗、オフィス、共同住宅、駐車場、公共施設などの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（４）国の支援がないその他の事業

【事業名】「世界の記憶」上野三碑保存活用事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	群馬県、高崎市、上野三碑普及推進会議		
【事業内容】	「上野三碑」の周知を図るための各種イベントの実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	「上野三碑」の歴史的価値を広く知ってもらうために、駅構内のレプリカ設置、電車のラッピング、無料めぐりバスの運行、ボランティアガイド、三碑に関する文化財展等を実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	中心市街地エリア内において商業者等が事業用地、建物、設備を取得する際に必要とする資金を長期で低利な融資をすることにより、中心市街地の商業活性化を推進する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	

【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	商業者等が事業用地、建物、設備を取得する際に必要とする資金を長期で低利な融資をすることにより、中心市街地の商業を活性化させ、集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】商店街環境施設整備事業

【事業実施時期】	昭和 52 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	アーケード・ベンチなどの商店街の環境施設整備支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	商店街団体等が実施する環境施設整備事業に要する費用や街路灯電気料金の費用の一部を補助することにより、中心市街地の商業を活性化させ、集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】空き店舗等情報発信事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	空き店舗等に関する情報発信		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	空き店舗に関する様々な情報を発信する総合サイトを活用して、空き店舗所有者と出店希望者のマッチングを支援することにより、中心市街地の商業を活性化させ、集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】フィルムコミッション事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	高崎フィルムコミッション		
【事業内容】	ロケ地の誘致及び撮影支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎映画祭などの活動により築いてきた映像関係団体とのネットワークを活用して、国内作品ばかりでなく海外作品の誘致活動にも取り組み、聖地巡礼等による集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎サウンド創造活動事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	アマチュアミュージシャンの音楽活動の支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	プロ用のレコーディングスタジオをプロミュージシャンに利用してもらうほか、有望なアマチュアミュージシャンのレコーディングを行うことで、集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】商店街等 PR 補助事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～
【実施主体】	高崎市
【事業内容】	商店街情報の案内・P R映像作製に対する補助
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）
【活性化に資する理由】	高崎オーパやJ R高崎駅のデジタル掲示板等を活用した商店街情報等の案内・P Rをより一層促すことにより、中心市街地の集客や

	交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎芸術劇場集客推進事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	高崎市、（公財）高崎財団、民間事業者等		
【事業内容】	行政と民間の連携による様々な事業の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	行政と民間が連携して様々な事業を開催することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】国際スポーツイベント等開催支援

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	国際的、全国的規模のスポーツ大会の運営等の支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎アリーナで開催する国際的、全国的規模のスポーツ大会の運営等に対して支援を行うことにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎駅東西回遊促進事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	高崎市、（公財）高崎財団		

【事業内容】	高崎駅東口を訪れた人を、駅西口の商店街等へ誘引するための各種事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成、市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	都市集客施設を訪れた人を、駅西口の大型店や商店街へ誘引するため、駅東西の大型ビジョンでの商店街等のPR、コンサート時の商店街や飲食店の情報チラシの折り込みなどを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分を除く）

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	商店等のリニューアルを推進するための助成事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地の店舗等で、店舗の魅力アップとまちなみの景観整備につながるよう、通りに面した外装工事を行う際の費用の一部を支援することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

JR 高崎駅の1日平均乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少となったが、その後回復に転じ令和5年は30,751人と以前の数値と比べ増加となっています。

また、上信電鉄高崎駅の1日平均乗車人員も、同様に令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響で減少したが、その後回復し、令和5年現在、2,106人と増加になっています。

バス交通では、民間の4事業者による複数の営業路線があるものの、1日平均の乗客人員は令和2年度を境に増加傾向にあります。平成22年度から運行を開始した市内循環バス「ぐるりん」（都心循環線）は、令和2年度の年間利用者数41,490人、令和5年度では51,041人と約1.23倍になり、中心市街地内を移動する利用者の増加傾向が見受けられます。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性】

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する広域交通ターミナルであり、東京駅から約100kmの距離を新幹線で約50分で結び、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられています。

このような大きな地域ポテンシャルを背景に、現在、高崎駅東口周辺では、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の広域圏から交流人口を呼び込む新たな都市集客施設が整備され、新たな都市発展の歩みを続けています。

そして、中心市街地は、その中枢を担うエリアとしての役割が期待されており、公共交通機関の利便性の増進を図ることにより、高崎駅の東西両地区の一体性、回遊性の向上を図ることが求められています。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会		
【事業内容】	中心市街地の歩道等にサイクルポートを設置し、自転車の貸出しを実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	手軽に利用できるまちなかの移動手段としてコミュニティサイクルを実施することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 お店ぐるりんタクシー運行事業（再掲）

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	中心市街地を循環する無料のタクシーを運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	中心市街地を循環する、乗り降り自由で無料の交通手段を整備することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

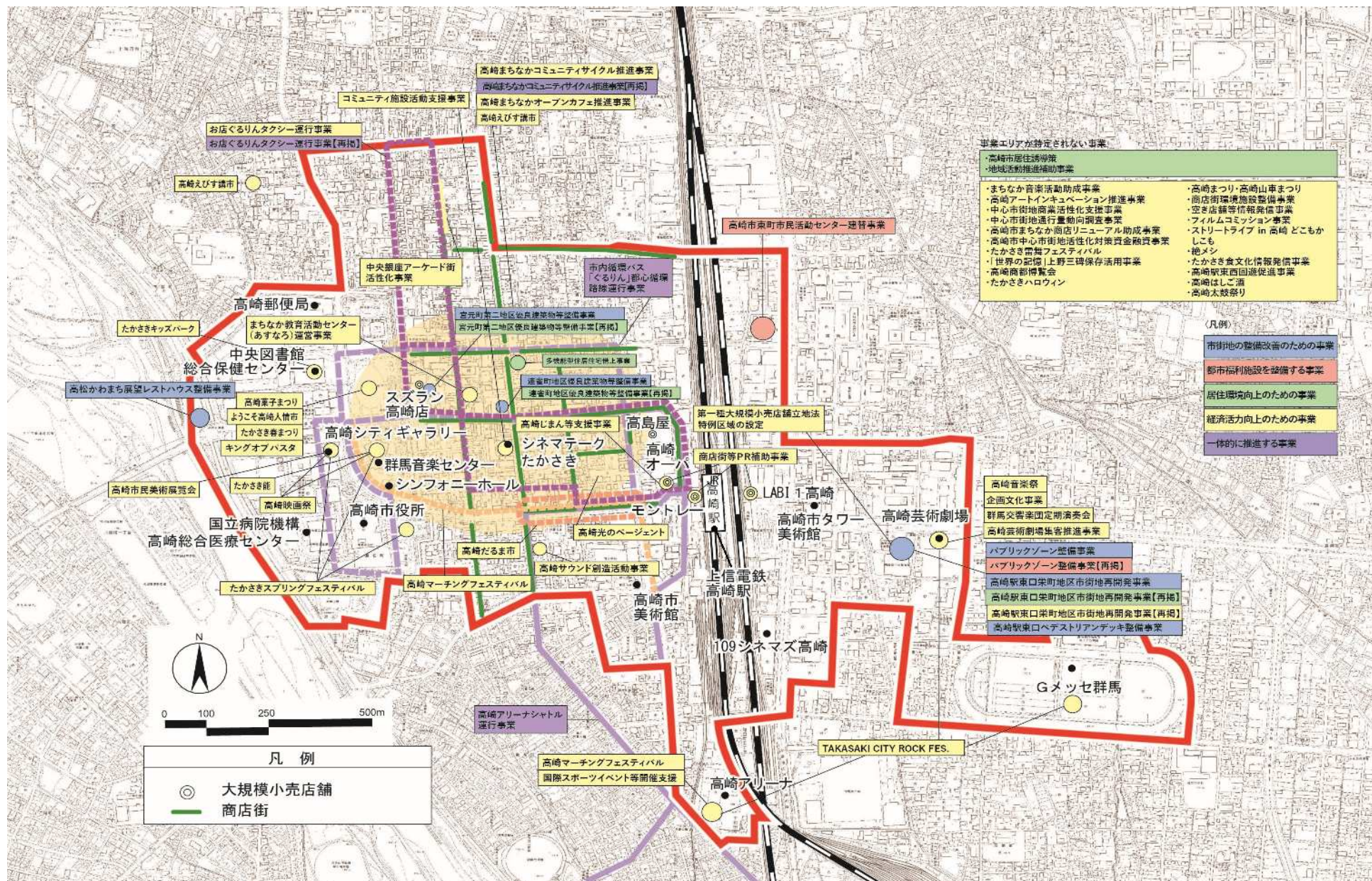
【事業名】市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	中心市街地内の公共施設等を結ぶコミュニティバスの運行		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅西口を起点として中心市街地内の公共施設・商業施設や医療機関を結ぶコミュニティバスを運行することで、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】高崎アリーナシャトル運行事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎アリーナと高崎駅等を連絡するシャトルバス		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅、高崎アリーナ、城南野球場の間をシャトルバスで結ぶことで、自家用車や大型バスだけでなく鉄道を含めた公共交通でのアクセスを確保することにより、中心市街地の集客や交流を促進し、賑わいの創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

58



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①高崎市の庁内組織

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員2名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

令和6年3月に、庁内の関係16課から事業調査を行い、掲載事業の検討と調整を行いました。掲載事業については、担当者による協議を継続的に行っています。

さらに、第3期基本計画の事後評価と第4期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。（平成31年5月～令和6年12月にかけて、合計で6回の推進本部会議を開催）

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3		スポーツ課
4	財務部	財政課
5	市民部	地域交通課
6	福祉部	長寿社会課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	農政部	農林課
11	建設部	土木課
12		建築住宅課
13	都市整備部	都市計画課
14		市街地整備課
15		公園緑地課
16	教育部	文化財保護課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	
10	教育部	教育部長	

②市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

令和 7 年 1 月 29 日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第 4 期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

③フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第 4 期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 4 期基本計画の策定では、令和 7 年 1 月に協議会を開催し、計画の素案についての検討や意見交換等を行った結果、次の意見書が市長あてに提出されています。

■協議会の開催経過等

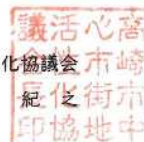
会 議 名	概 要
中心市街地活性化協議会 (令和元年 12 月 25 日)	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 1 月 12 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 5 年 5 月 16 日)	第 3 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (令和 7 年 1 月 10 日)	第 4 期基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

令和7年1月10日

高崎市長
富岡 賢治 殿

高崎市中心市街地活性化協議会
会 長 串 田



私たち高崎市中心市街地活性化協議会は、第4期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1 基本計画の目的と意義

第4期高崎市中心市街地活性化基本計画は、高崎市の中心市街地の活性化を図るための重要な指針であり、3期計画から継続して取り組むことで、地域経済の振興や住民の生活環境の向上を目指すものです。特に、商業機能の強化や都市集客施設の活用により、市民はもちろん、市外・県外から多くの来訪者が集まり、賑わいのある街づくりが実現されることと期待しています。

2 具体的な施策について

基本計画において提案されている施策について、以下の点を特に重視していただきたいと考えます。

（1）商業活性化施策の充実

中心市街地における商業の活性化は、地域経済の基盤を支える重要な要素です。地元商店街等との連携を強化し、各種イベントやソフト事業を実施することで、更なる集客力が高められると考えます。また、高チャリやお店ぐるりんタクシーの推進に加え、イベント時のシャトルバスの運行など回遊性向上手段の多様化を図ることも重要であります。

（2）都市集客施設の活用

これまでに整備を進めてきた、高崎駅周辺の大規模都市集客施設を有効活用し、更なる交流人口の拡大を図るため、官民が一体となり各種事業に取り組むことが重要であります。大規模イベント等を積極的に誘致し、駅周辺の賑わいを中心市街地全体に波及させるよう、継続的に各事業を実施することを望みます。

3 まとめ

以上の意見を踏まえ、第4期高崎市中心市街地活性化基本計画がより実効性のあるものとなるよう、関係者との連携を深めながら進めていくことを強く希望いたします。私たち協議会も引き続き協力し、高崎市の発展に寄与してまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。

高崎市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び一般財団法人 高崎市都市整備公社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1) 高崎商工会議所
 - (2) 一般財団法人高崎市都市整備公社
 - (3) 高崎市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員(代理を含む)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和 6 年 4 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	串 田 紀 之	会長
			専務理事	石 綿 和 夫	
			小売部会長	桑 野 光 正	
都市機能の 増進	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財) 高崎市都市整備 公社	専務理事	新 井 俊 光	副会長
市街地の整 備改善	法第 15 条第 4 項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	福 島 貴 希	
			都市整備部長	清 水 博 幸	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友 光 勇 一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	高 橋 英 二	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	倉 橋 英 一	
公共交通機 関の利便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	執行役員 高崎支社長	樋 口 達 夫	
関係行政機 関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	小 菅 博 司	
	法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部地 域企業支援課	課長	兒 島 清 浩	
地域経済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	片 山 政 明	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	大 山 駿 作	
観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社) 高崎観光協会	理事長	安 藤 震 太 郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及
び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関
係を有する者、当該市町村

※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者

※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

■法第 15 条各項への適合状況

高崎市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項に適合している。

○主な適合状況

- ・第 1 項第 1 号イの規定に基づき、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、一般財団法人高崎市都市整備公社（H19.8.22 付けで中心市街地整備推進機構に指定）を協議会の構成員としている。

様式第 2 号（第 3 条関係）

中心市街地整備推進機構指定書

高崎市指令（商）第 59 号

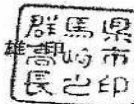
法人の住所 高崎市八島町 110-21

法人の名称 財団法人高崎市都市整備公社

平成 19 年 8 月 13 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、中心市街地の活性化に関する法律第 51 条第 1 項の規定により、中心市街地整備推進機構として指定します。
ついては、中心市街地の活性化に関する法律を遵守し、中心市街地の活性化のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

平成 19 年 8 月 22 日

高崎市長 松浦 幸雄



- 1 指 定 番 号: 第 1 号
- 2 機 構 の 名 称: 高崎市中心市街地整備推進機構
- 3 機 構 の 住 所: 高崎市八島町 110-21
- 4 事 務 所 の 所 在 地: 高崎市八島町 110-21
- 5 業 務: 法第 52 条に規定する業務及び整備推進機構指定後の予定業務に関する計画書に記載の業務

- ・第 1 項第 2 号イの規定に基づき、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、高崎商工会議所を協議会の構成員としている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第4期基本計画に基づく事業や措置の一体的推進は、地域の特性を活かしながら、中心市街地の活性化を図るために重要な施策です。この計画では、地域のニーズに応じた多様な施策を展開し、商業活動の促進や地域住民の生活環境の向上を目指します。

○商業施設のリニューアル

中心市街地における商業施設の老朽化や魅力の低下を防ぐため、「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」を活用し既存の商業施設のリニューアルの整備を行います。これにより、消費者が訪れたくなるような魅力的な空間を提供し、集客力を高めます。

○イベントの開催

地域の特性を活かしたイベントやフェアを、年間を通して定期的に行い、地域住民や観光客を呼び込む取り組みを行います。例えば、地元製品の販売イベントや文化祭などを通じて、地域の魅力を発信し、商店街への来訪者を増やすことが期待されます。

○交通アクセスの向上

中心市街地内のアクセス向上を図るため、公共交通機関の充実を進めます。特に、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」や「お店ぐるりんタクシー運行事業」など、利便性を高める施策でまちなかへの誘導を進めます。

○地域資源の活用

地域に根付いた特産品や文化資源を活用した商品開発やサービス提供を行い、他地域との差別化を図ります。地元企業との連携を強化し、地域全体での経済活性化を図ります。

○地域住民との連携

地域住民とのコミュニケーションを密にし、彼らの意見や要望を反映させた施策を展開します。住民参加型のイベントやワークショップを通じて、地域への愛着心を育むことが重要です。

○観光資源との連携

観光地との連携を強化し、観光客が訪れる際に中心商店街にも足を運んでもらえるような施策を講じます。観光案内所との連携や観光ルートの設定などが考えられます。

これらの施策を通じて、地域経済の活性化と住民生活の向上を図ってまいります。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

中心市街地の活性化と魅力的なまちづくりを推進するためには、行政、事業者、関係機関が協力し、持続可能で安定した都市基盤の整備が不可欠です。この取り組みにより、地域の特性を活かした魅力的な環境を創出し、訪れる人々や地域住民とのコミュニティ形成を促進することが可能となります。

商業者は、地域のニーズに応じた魅力的な店舗づくりに注力する必要があります。例えば、高崎オーパ内にある「高崎じまん」では地域の特産品や文化を取り入れた商品展開が行われており、高崎経済大学の学生による「まちなか教育活動センター（あすなろ）」では地域住民との交流を深めるイベントが開催されています。これにより、商業者自身が地域の魅力を発信し、訪れる人々にとっても魅力的な場所となるでしょう。

また、中心市街地の新たな魅力を発見し、まちづくりの過程に多くの市民が参加できるようにするためには、NP0などの団体のネットワークや専門知識を活用し、市民のニーズを的確に把握することが求められます。市民参加型のワークショップや意見交換会を通じて、多様な意見を集めることで、より良いまちづくりが実現できると考えています。

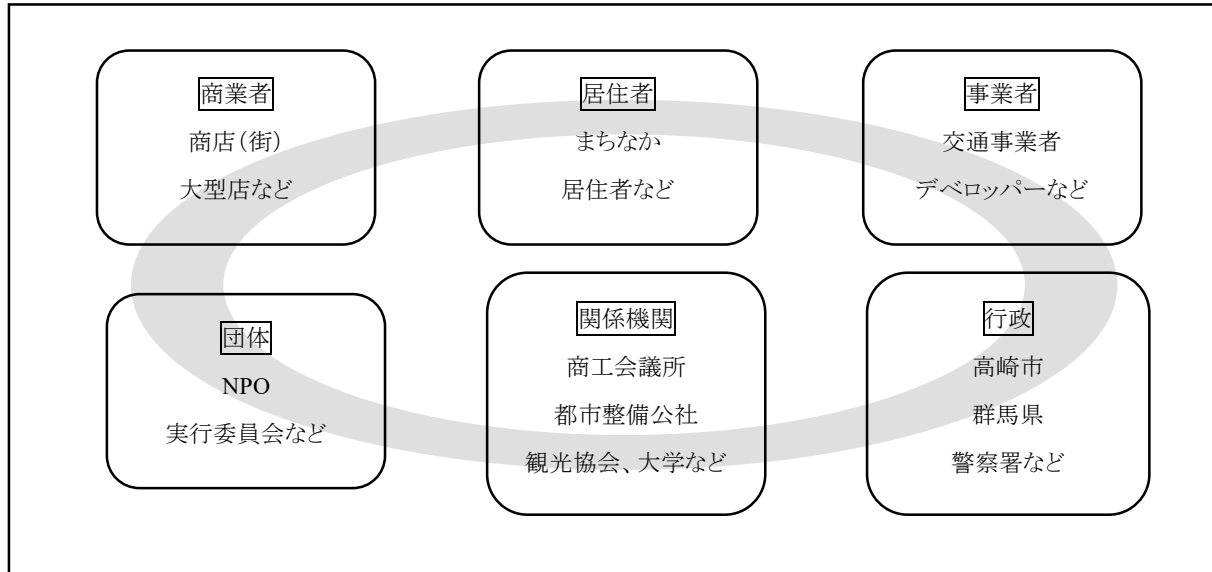
具体的には、「高崎商都博覧会」や「高崎えびす講市」といったイベントが開催されており、これらは大型店と周辺商店街の活性化を目的としています。これらのイベントは地域住民や観光客にとっても楽しめる場となり、地域経済の活性化にも寄与しています。さらに、中央銀座アーケード街では、行政と地元商店街が協力し、新規出店者の誘致やイベント開催を通じて新たな賑わいの拠点を築いています。

また、「音楽のある街・高崎」として群馬交響楽団のコンサートや「ストリートライブ in 高崎どこもかしこも」、「TAKASAKI CITY ROCK FES」など、多様なジャンルのイベントも関係団体の協力により多数実施されています。これらのイベントは地域文化の発信だけでなく、地域住民同士の交流を促進する重要な役割を果たし、参加者は「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」や「お店ぐるりんタクシー運行事業」等を活用して中心市街地の更なる賑わいに寄与しています。

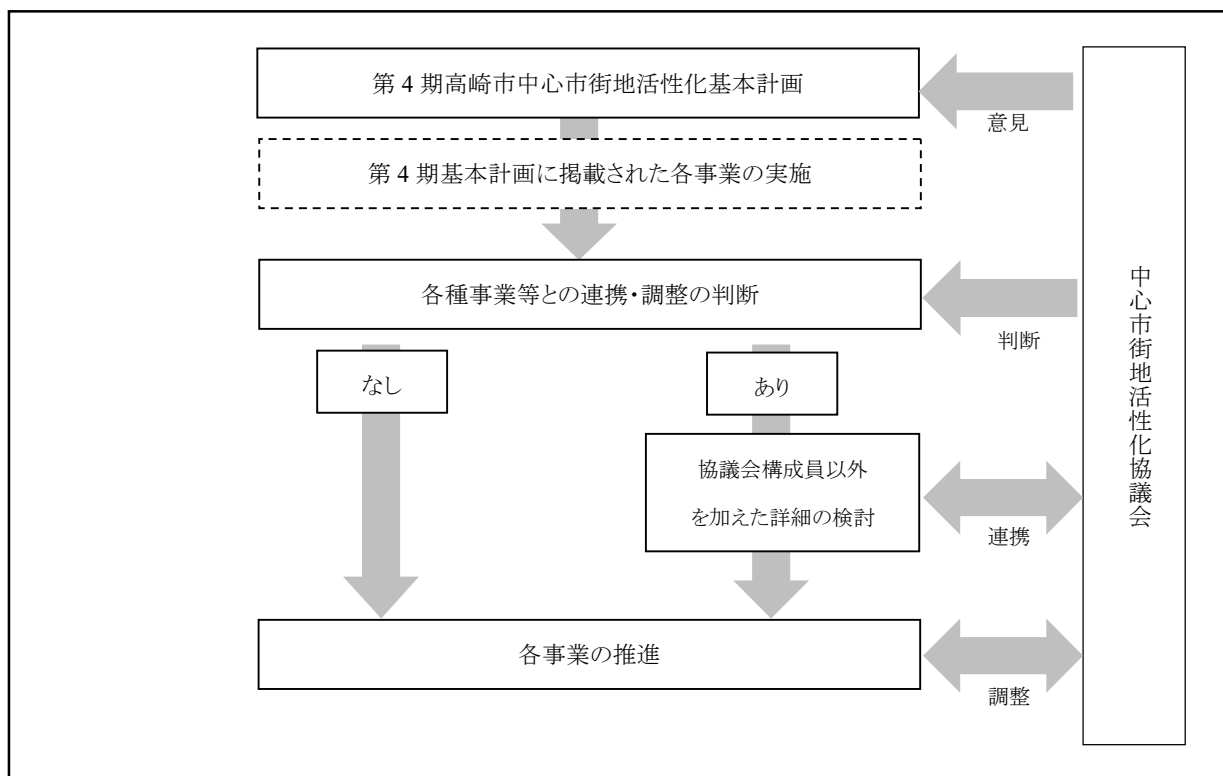
今後は、中心市街地の賑わいづくりに加え、空き店舗対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成などの取り組みを官民一体で進めていきます。特に空き店舗対策については、地域資源として再活用するための「空き店舗等情報発信事業」を活用し、店舗所有者と出店希望者が安心して出店できる環境づくりを目指します。

また、地域ブランドの開発においては、地域特有の文化や歴史を活かした商品やサービスを展開し、観光客や住民に愛されるブランドを育成していきます。これらの取り組みを通じて、地域全体の活性化と持続可能な発展を目指していきます。今後とも官民が連携し、一体的に取り組むことで、より魅力的な中心市街地を実現していきます。

■地域ぐるみの取り組み体制



■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

本市は、約 460 k m²の市域を持つ、人口約 36.6 万人の中核市であり、関東平野に形成される市街地から自然豊かな農山村まで、バランスの取れた都市構造となっています。

高崎市第 6 次総合計画では、都市づくりの基本戦略として「高崎駅を拠点とした発展」を掲げ、以下のように、高崎発展の第一の拠点として、高崎駅周辺における都市機能集積の方針を示しています。

■高崎市第 6 次総合計画 都市づくりの基本戦略

高崎駅を拠点とした発展

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

〔2〕都市計画手法の活用

本市では、都市機能の維持、住環境の保護、商業・工業等の利便性の増進、美観・風致の維持、適正な都市環境を保持するために、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、地区計画、市街地再開発促進区域等を定めており、適正な土地利用の誘導を図っています。

中心市街地については、都市機能の立地誘導を図るため、全域（181ha）の 84.5%に相当する 153ha を商業地域に指定しています。

【用途地域の指定状況】

用途地域名	高崎都市計画区域(A)	中心市街地(B)	構成比(B/A)
第一種低層住居専用地域	613ha	—	—
第二種低層住居専用地域	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	944ha	—	—
第二種中高層住居専用地域	303ha	—	—
第一種住居地域	1,310ha	2ha	0.2%
第二種住居地域	175ha	18ha	10.3%
準住居地域	63ha	—	—
田園住居地域	—	—	—
近隣商業地域	212ha	5ha	2.4%
商業地域	345ha	153ha	44.3%
準工業地域	597ha	—	—
工業地域	350ha	2ha	0.6%
工業専用地域	291ha	—	—
合 計	5,203ha	181ha	3.5%

(資料：高崎市都市計画課)

【準工業地域における特別用途地区の指定】

高崎都市計画区域では、597ha（令和6年7月31日現在）の地域が準工業地域に指定されていますが、中心市街地に多様な都市機能が集積した集約型都市構造への誘導に向けて、平成20年5月16日、全ての準工業地域を対象に、10,000㎡以上の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定を行い、「高崎市特別用途地区建築条例」を施行しています。

また、平成21年6月の吉井町の合併後に条例を改正し、全ての都市計画区域に対応しています。

【群馬県が行う広域調整】

群馬県では、特定大規模建築物（大規模集客施設）の具体的な事業計画を基に都市計画の決定又は変更を行う場合、「群馬県が行う広域調整に関する指針（平成24年3月30日改定 群馬県都市計画課）」に基づき、関係市町村（隣接市町村等）に対し意見を求める等、広域調整を行っています。

特別用途地区等の都市計画制度を活用しない場合、用途地域では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域が該当します。

【高度利用地区の指定】

本市では、公共交通等の利便性が高く商業施設や公共施設等が充実している中心市街地の人口増加を図るため、居住の受け皿となるマンションの建設を促進する施策として、従来の建築規制を緩和し、土地の有効活用や建物の高層化を誘導する制度を創設しました。

■制度の概要

1. 建設主の申請に基づき、高崎市が高度利用地区に指定します。
2. 高度利用地区に指定されると、基準容積率（400%又は600%）の緩和や、建築基準法の道路斜線制限の適用除外を受けることができ、マンション等の高層化が可能になります。

この制度の創設により、子育て世代の増加も期待できることから少子化問題の解消や、地域コミュニティの維持に繋がるものと考えています。

【地区計画】

町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域においては、土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた地区計画を定め、良好な環境の整備や保全を行うことができます。

本市では、中心市街地においても、良好な環境の整備や保全に向けて、次の7地区で地区計画を定め、用途制限、形態意匠等の建築物等の規制などを行っています。

■地区計画の指定状況

番号	地区名	計画決定 年月日	区域面積	建築条例 施行年月日	建築物等の規制など
1	旭町地区	H4. 8. 28	約 1. 8ha	H4. 12. 1	敷地面積
2	鞆町周辺地区	H13. 11. 12	約 4. 0ha	H14. 1. 1	用途制限、形態意匠
3	高崎駅イーストサイト地区	H18. 10. 19	約 29. 7ha	H18. 10. 19	用途制限、容積率、建ぺい率、敷地面積、建築面積、垣柵
4	高崎城址地区	H19. 4. 1	約 30. 6ha	H19. 4. 1	用途制限、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、形態意匠、垣柵
5	高崎駅西口周辺地区	H19. 6. 1	約 32. 6ha	H19. 6. 1	用途制限、形態意匠
6	高崎駅地区	H26. 10. 31	約 11. 3ha	H26. 12. 22	用途制限、形態意匠
7	たかさき国際交流拠点地区	H29. 5. 12	約 11. 2ha	H29. 7. 5	用途制限、形態意匠、垣柵

【市街地再開発促進区域】

民間による再開発の気運が盛り上がっているものの、直ちに事業に着手するに至らない区域を都市計画において「市街地再開発促進区域」として定め、民間による再開発を促進すべく、その区域内における再開発に対して市が技術指導及び助成を行っています。

これまで指定した9地区の内、8地区が中心市街地の区域内であり、全てが事業完了しています。

■市街地再開発促進区域の指定状況

番号	地区名	面積	計画決定 年月日	事業の状況
1	中部名店街 B1	0.1ha	S54. 3. 20	完了
2	高崎駅東口第一地区	0.3ha	S56. 12. 25	完了
3	高崎駅東口第二地区	0.4ha	S62. 4. 1	完了
4	城址地区	0.3ha	H 元. 12. 27	完了
5	高崎駅東口第四地区	0.6ha	H 6. 11. 10	完了
6	高崎駅西口旭町西地区	0.2ha	H 7. 5. 15	完了
7	高崎駅西口北第一地区	0.6ha	H11. 8. 24	完了
8	高崎駅東口第九地区	0.5ha	H28. 12. 15	完了

【3】都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

【行政機関、都市福利施設の立地の状況】

中心市街地には、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、Gメッセ群馬などの文化スポーツ施設や、市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、総合保健センター・中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、裁判所（支部）などの多くの公共公益施設があります。

■主な公共公益施設

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
市役所	高松町	44,774
高崎アリーナ	下和田町	26,266
高崎芸術劇場	栄町	27,204
群馬音楽センター	高松町	5,936
高崎シティギャラリー	高松町	5,313
シンフォニーホール	高松町	1,363
高崎市美術館	八島町	971
高崎市タワー美術館	栄町	2,252
Gメッセ群馬	岩押町	32,724
総合保健センター・中央図書館	高松町	32,392
国立病院機構高崎総合医療センター	高松町	33,561
高崎郵便局	高松町	18,036

【大規模小売店舗の立地状況等】

市内及び周辺における大規模小売店舗の立地状況は、店舗面積 20,000 m²を超えるヤマダ電機（LABI1 高崎）が高崎駅東口に立地しており、西口には高崎高島屋・高崎オーパ・スズラン百貨店が立地しています。

また、中心市街地の周辺では群馬地域に店舗面積 44,000 m²を超える「イオンモール高崎」が立地しています。

さらに本市と隣接する前橋市には、前橋駅南側に店舗面積 30,000 m²を超える「けやきウォーク前橋」が、北関東自動車道前橋南 IC 周辺に「パワーモール前橋みなみ」「コストコ前橋店」「IKEA 前橋」が立地しています。

【空き家等の適正管理や有効活用等】

居住や都市機能を集積するコンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となる都市のスポンジ化を防ぐため、総合的な空き家対策事業として、空き家を管理、解体、活用する際の費用の一部を助成するほか、まちなか商店リニューアル助成事業により、既存の店舗だけでなく、空き店舗を改修する際の費用の助成も行うなどの取り組みを継続していきます。

〔４〕都市機能の集積のための事業等

分類	事業名	事業概要
市街地の整備改善	パブリックゾーン整備事業	高崎駅東口栄町地区の再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備する事業であり、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する効果が期待される。
	高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業	高崎駅東口栄町地区共同住宅等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペDESTリアンデッキを整備する事業であり、高崎駅東口周辺における居住人口の増加を図るとともに、歩行者の回遊性の向上を図る効果が期待される。
都市福利施設の整備	パブリックゾーン整備事業	高崎駅東口栄町地区の再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備する事業であり、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する効果が期待される。
居住環境の整備	宮元町第二地区優良建築物等整備事業	中心市街地に優良建築物等整備事業を施行することにより、土地利用の共同化を図り良好な市街地環境の改善を推進するとともに市街地住宅を供給する。また商業テナントを導入することにより、中心市街地の活性化が期待される。
	連雀町地区優良建築物等整備事業	中心市街地に優良建築物等整備事業を施行することにより、土地利用の共同化を図り良好な市街地環境の改善を推進するとともに市街地住宅を供給することで、商業地域に居住人口が増え、中心市街地の活性化が期待される。
商業の活性化	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業	高崎駅東口周辺に店舗、オフィス・共同住宅などで構成する複合施設を整備する事業であり、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する効果が期待される。
一体的推進	市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業	中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する事業であり、中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図る効果が期待される。

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕基本計画に掲げる事項等の推進上の留意事項

第4期基本計画では方針の1つ目として、交流人口を増やすために、電車など公共交通機関を利用して本市を訪れる人が、高崎駅から歩いて行けるエリアで買い物や宿泊、親子の時間などを楽しめるよう、「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」、「パブリックゾーン整備事業」等を実施し、都市集客施設の整備・活用を積極的に推進します。

2つ目に、まちなか居住の誘導・促進を図るために、従来の建築規制（容積率等）を緩和する高度利用地区の指定を制度化し、土地の有効活用と高層マンション等の建設を促進する「高崎市居住誘導策」などを積極的に推進します。

3つ目に、まちなかの魅力向上のため、第3期基本計画期間中、多くの店舗等が活用して個店の魅力アップにつながった「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」などについて、より効果的に支援できるよう、継続して推進します。

4つ目に、中心市街地の更なる回遊性を高めるため「高松かわまち展望レストハウス整備事業」を整備することにより、新たに生まれる賑わいを「まちなかコミュニティサイクル推進事業」、「お店ぐるりんタクシー運行事業」などの事業を積極的に推進し、中心市街地の活力と賑わいを区域全体に波及させます。

〔2〕都市計画等との調和

本市のまちづくりにおける関連計画の概要は次のとおりで、第4期基本計画におけるまちづくりの方向性と調和・整合しています。

<1>高崎市第6次総合計画（2018年度～2027年度）

■都市づくりの基本戦略

～高崎駅を拠点とした発展～

高崎駅周辺の役割と機能を最大限に生かし、高崎発展の第一の拠点として、さらなる都市機能の集積を図ります。特に高崎駅周辺の商業地域では、マンションを建設しやすくするため、容積率を緩和する区域を指定する等、駅周辺の人口増を図り、公共交通機関を生かしたまちづくりを進めていきます。

多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。

■高崎地域の振興の方向

～総合的な都市機能が集積する拠点ゾーン～

高崎駅を中心とした都市基盤の整備、特に、駅東西の大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場及びパブリックゾーンを備えた複合施設の整備による、新しい都市機能の集積、さらにはGメッセ群馬との連携により、交流圏の拡大及び交流人口の増加を図ります。

■主要施策・都市機能の充実

中心市街地においては、高崎駅東口に高崎芸術劇場を柱とした本市の経済文化活動の拠点となるような複合型の都市集客施設の整備を進めます。また、Gメッセ群馬と連携・協力し、本市の集客機能の充実を図り、集客の相乗効果を経済の活性化につなげます。それと同時に、マンション建設を促進するため、高崎駅周辺の容積率を緩和する施策を進め、高崎市の人口増加にもつなげます。

＜2＞高崎市都市計画マスタープラン（平成23年3月改定）（令和7年3月改定）

■地域別構想と地区別構想（高崎地域都心地区）中心商業地

- ・都心地区の中心商業地は、商業・業務地として高度化を図るとともに、都心居住を推進し、賑わいと魅力ある中心市街地の形成を目指します。
- ・高崎駅周辺及び中心市街地では、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを推進し、土地の有効利用を図ります。
- ・高崎駅東口周辺はコンベンション、ビジネス、ショッピング、居住などの都市機能の充実を図るため、商業・業務地の高度化を誘導し、快適で魅力ある拠点の形成を目指す土地利用を図ります。
- ・防火・準防火地域の指定などにより、地区の不燃化や耐火建築物の誘導を図ります。

＜3＞高崎市立地適正化計画（令和2年3月公表）（令和7年3月一部改定）

■立地適正化計画の基本的な方向

都市づくりの方針

- ・高崎駅周辺の都心拠点について、既存商業業務機能や新たな大規模集客施設などの高次都市機能の集約強化、交流人口・集客人口の増加により、本市及び周辺都市を圏域とする広域拠点の形成を図ります。

■都市機能誘導区域

拠点ごとの誘導施設の考え方 都心拠点

- ・都心拠点は、市域全体の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、広域交流を実現する拠点としての役割を担うことから、市域全域及び近隣市町村を含む3次生活圈全体に便益を供するような高次都市機能の誘導を図ります。

高崎駅周辺地区（都心拠点）

- ・地区の特性
高崎駅周辺地区は、政治・経済・教育・文化などの総合的な都市機能が集積し、人・もの・情報などの活発な交流の場として、群馬県の中心的な役割を担っています。
- ・誘導区域の設定
都市計画マスタープランにおいては、おおむね高崎市役所周辺から高崎駅周辺を都心拠点として位置づけています。また、第4期中心市街地活性化基本計画においては、さらに駅東側の高崎芸術劇場やGメッセ群馬周辺までを計画区域としています。都市

計画マスタープラン及び中心市街地活性化基本計画の区域を踏まえつつ、今後の土地利用における課題となり得る高崎市文化会館周辺や平面駐車場なども考慮して、都市機能誘導区域の範囲を設定しています。※P.7 参照

- ・拠点の形成

高崎駅を中心に大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の高次都市機能の集積により、交流圏の拡大、交流人口の増加を図るとともに、医療・金融・行政・福祉・子育てなどの生活利便機能の誘導も図ります。

高崎市中心市街地活性化基本計画

令和 7 年度～令和 11 年度

(2025 年度～2029 年度)

高崎市 商工観光部 産業政策課

電話 027-321-1111 (代表)

〒370-8501

群馬県高崎市高松町 35 番地 1

ホームページ URL <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>